令和3年9月7日(火) 午前10時開議

- 議事日程(第3号)

 1 一般質問
 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ
 出席議員次のとおり(12名)
 2番 白鳥金次君 8番 渡辺正
 - 渡辺正男君 山本岩雄君 3番 9番 山本光俊君 湯本晴彦君 宗 亮 君 4番 10番 西 5番 望月貞明君 11番 小 林 克 彦 君 6番 布施谷 裕 泉 君 12番 徳 竹 栄 子 君 7番 髙 田 佳 久 君 13番 髙 山 祐 一 君
 - 欠席議員次のとおり(なし)
- 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 小林元広 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長 竹 節 義 孝 君 副 町 長 増 田 隆 志 君 教 育 長 柴 草 隆 君 会計管理者 小 林 一 夫 君 税務課長 小 林 広 行 君 常 田和男 君 健康福祉課長 観光商工課長 大塚健治君 湯本義則君 建設水道課長 教育次長 山 本 和 幸 君 宮崎弘之君 消防課長 湯本睦夫君 危機管理課長 町田昭彦君 (開 議)

(午前10時00分)

議長(髙山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 一般質問

議長(高山祐一君) 本日は、日程に従い一般質問を行います。本日の一般質問は、5番から8番まで行います。

質問通告書の順序に従い質問を許します。

- 5番 望月貞明君の質問を認めます。
- 5番 望月貞明君、登壇。

(5番 望月貞明君登壇)

- 5番(望月貞明君) おはようございます。
 - 5番 緑水会、公明党、望月貞明です。

この夏の日本は、新型コロナデルタ株が猛威を振るい、8月26日には新規感染者数が2万6,050人を記録し、いまだに感染者数が6月の水準に戻らない状況です。

一方、デルタ株の発生源とされる人口約13億のインドでは、今年5月には1日の新規感染者数が40万人を超えましたが、ロックダウンなどにより現在は1日の感染者は5万人と減少し、人口当たりの感染者数も日本を下回っています。

インドでは、ロックダウンが一部緩和されるなど規制緩和が続いており、商業施設が開かれ、飲食店では酒類も提供されています。そんな状況から、インドは集団免疫を獲得したのではないかと考えられ始めているとのことです。それは、第1に、インド医学研究協議会が7月に行った約3万人を対象とした抗体検査において、ワクチン未接種者のうちの6割以上の人々が新型コロナウイルスの抗体を保有していたこと。第2に、ワクチン接種者が人口の3割強になり、ワクチン接種者と抗体保有者の合計が約9割になること。つまり、人口の9割が免疫を持っている。これを集団免疫獲得の論拠としています。日本では、12月頃にワクチン接種率がどこまで伸びるかが注目されるところです。

それでは、通告書に従い質問します。

なお、「については」、書式を統一するために、「については」となっているところを一部 「は」に読み替えます。

- 1、新型コロナウイルス感染症対策について
- (1) ワクチン接種状況について。
- ①年代別接種率、予約状況は。
 - (2)接種完了の見通しは。

- (3) 7月からの年代別感染者数は。
- 2、移住定住促進について。
- (1) 移住等の相談の状況は。
- (2) 空き家バンク登録状況は。
- (3) 移住定住に係る補助金の申請状況は。
- 3、奨学金返還支援による定住促進について。
- (1) 町の奨学金の申請状況は。
- (2) 奨学金返還支援は。
- ①日本学生支援機構などの奨学金返還者の町定住に返還金支援制度導入は。
- 4、防災について
- (1) 防災情報の伝達について。
- ①戸別受信機、SUGUメール、LINEの登録数は。
- ②避難情報は地域別に出せるか。
- (2)消防団改革について。
- ①1分団1部に統合された場合の活動単位は。
- ②不要警鐘楼数と撤去計画は。

以上、再質問は質問席にて行います。

議長(髙山祐一君) 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めて、おはようございます。

望月貞明議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症対策について3点の質問ですが、町としては、国 や県の方針や支援をいただき、できる限りの対策を講じ、収束を図るように努めています。

- (1)、(2)は白鳥金次議員にお答えしたとおりです。
- (3) の詳細につきましては危機管理課長からご答弁申し上げます。

次に、2点目の移住定住促進について3点のご質問ですが、令和3年度からの第6次山ノ内 町総合計画において重点施策として位置づけ、各種施策に取り組んでおります。

新型コロナウイルスの感染症拡大により、移住体験住宅「須賀川んち」やオーダーメイドツアーに関しては、首都圏の希望者にキャンセルをしたり、移住・定住セミナーなどオンラインで対応できるものを積極的に行うなど、できる限りのことを取り組んできたところでございます。

また、新たに移住・定住促進に伴い、社会人枠として職員1人を採用して積極的に進めてまいります。

詳細につきましては移住交流推進室長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の奨学金返還支援による定住促進について2点のご質問ですが、奨学資金貸付 事業につきましては、平成24年度に制度の拡充を行い、高校生だけでなく大学生等も対象とし、 進学意欲がある者が経済的理由により教育を受けれられないことのないよう支援を行っており ます。

詳細につきましては教育長からご答弁申し上げます。

次に、4点目の防災についてのご質問ですが、町では第6次山ノ内町総合計画の前期基本計画で、「守りあい・支えあいによる安全な郷土(まち)をつくる」をテーマに、町民、消防団、自主防災組織などの連携を基本に、災害に強いまちづくりの推進を目指しております。

防災情報の伝達につきましては、防災行政無線のデジタル化に併せて戸別受信機、SUGUメールを整備し、運用しており、8月末から公式LINEの運用を全面的に開始しています。

消防団につきましては、今年4月から大幅な改革を実施しており、組織の再編につきましては、団内部や地域との調整を進めているところでございます。

詳細につきましては、(1)を危機管理課長から、(2)を消防課長からご答弁申し上げます。

以上でございます。

議長(高山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) おはようございます。

それでは、望月貞明議員のご質問にお答えいたします。

1の新型コロナウイルス感染症対策について、(3)7月からの年代別感染数についてとの ご質問ですが、山ノ内町を居住地とする方で、7月31日から8月24日までの県の発表によりま すと、新規陽性者数は39例でございます。

年代別では、10歳未満が9例、10代が1例、20代は3例、30代は4例、40代は6例、50代は11例、60代は2例、70代は2例、80歳以上につきましては1例という状況になってございます。次に、大きな4番の防災について、(1)防災情報の伝達について、①戸別受信機、SUGUメール、LINEの登録数はとのご質問ですが、9月3日時点で申し上げますと、戸別受信機につきましては1,157台、SUGUメールは1,787件、公式LINEは4,151件でございます。次に、避難情報は地域別に出せるかとのご質問ですが、災害は、竜巻、突風や豪雨による河川の氾濫などの風水害、土砂崩落による土砂災害、地震災害、火山災害などに区分され、町では、指定されている土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域を考慮した避難情報の発令が必要と考えております。

土砂災害を例に取りますと、土砂災害警戒区域と気象庁から発表されます危険度分布の情報を重ね合わせまして、対象区域ごとに避難の必要性を判断し、避難が必要な範囲を設定することになりますので、避難情報を地域別に発令することは可能と考えております。

なお、避難行動には、避難所や親戚、知人宅等に避難する立ち退き避難と、家屋の中で上の 階に移動する垂直避難や、崖から遠い部屋などに移動するなどの屋内安全確保があり、災害の 種類、状況によって発令する避難情報を基に適時適切な避難行動が必要になります。また、避難情報が発令されていなくても、危険を感じたら自ら避難することも重要と考えております。 以上です。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) おはようございます。

望月貞明議員のご質問にお答えをいたします。

2番の(1)移住等の相談の状況はとのご質問ですけれども、今年度は、8月末現在で24組44名となっております。内訳といたしましては、体験ツアーの利用者数及び新型コロナウイルス感染拡大によるキャンセル数が4組10名、体験住宅「須賀川んち」の利用者数及びキャンセル者数が5組9名、空き家バンク内見者が5組11名、その他14名となっております。

引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

続いて、(2)の空き家バンク登録状況はとのご質問ですけども、8月末現在で今年度の新規登録者数が4件、マッチング件数が2件、掲載中が10件となっております。

引き続き、空き家の掘り起こしに努めてまいります。

(3) の移住定住に係る補助金の申請状況はとのご質問ですけれども、8月末現在で空き家活用改修等事業補助金が1件、若者定住促進マイホーム取得等補助金が15件、若者定住促進家賃補助金が継続が12件、新規が1件の計13件、移住促進家賃補助金が継続が8件、新規3件の計11件、空き家家財道具等処分補助金が3件となっており、当初予算では今後の不足が見込まれることから、今議会に補正予算として増額計上させていただいたところでございます。以上です。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) 望月貞明議員のご質問にお答えいたします。

3の奨学金返還支援による定住促進について、(1)町の奨学金の申請状況のご質問ですが、 今年度は4人から申請があり、令和2年度は7人、令和元年度は8人、平成30年度は3人の申 請があり、全申請者に支援を行っております。

次に、(2) 奨学金返還支援について、①日本学生支援機構などの奨学金返還者の町定住に返還金支援制度導入はについてですが、就職等により地域に定着する人材を確保するため、奨学金を活用した若者の地方定着を促進する取組として、令和2年度に奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱が制定され、特別交付税措置の対象要件等の見直しが行われましたが、支援対象者の要件とありますので、導入につきましては今後研究していきたいと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 消防課長。

消防課長(湯本睦夫君) おはようございます。

望月貞明議員のご質問にお答えいたします。

4、防災について、(2)消防団改革について、①1分団1部に統合された場合の活動単位 はとのご質問ですが、消防団改革につきましては、昨年度の山ノ内町議会第12回全員協議会の 中でご説明をさせていただいたとおりの内容で進めている状況でございます。

部の再編は来年度に予定しまして、東部分団が3部に、南部分団が1部とする計画で各分団と調整を進めております。再編後の主な活動は、部の掌握の下、班単位での活動となり、機関の手入れなど、日頃、部として行っていた活動を継続する予定でございます。

また、火災などの災害出動や訓練などは、部を単位として各班協力の下、出動・活動体制の地域内の強化を図っていくこととしております。

次に、②不要警鐘楼数と撤去計画はとのご質問ですが、警鐘楼撤去事業につきましては、使用に際し危険が伴うポール式の警鐘楼を、年間2本ずつ撤去する計画で進めてまいりました。新しいものは、地元に移管された施設以外は、ポール式のものについては来年度に2基撤去することで完了いたします。その後は、老朽化が激しい小型の鉄骨式警鐘楼を、消防団が地元と調整の上、撤去する計画としております。

現在、町内には24基ほどの鉄骨式の警鐘楼がございますが、最終的には、消防団がホース乾燥に使用している警鐘楼を残しまして、約半数とする予定をしております。

以上でございます。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) それでは再質問をさせていただきます。

年代別感染者数についてでございますが、高齢者が3名ほど陽性確認されておりますけれども、この方々のワクチン接種の状況というのはお分かりですか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

どなたが感染されたかという情報は私どもには入っておりませんので、不明でございます。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) この表を見ますと高齢者の感染者数が少なくて、高齢者のほとんどが7月 末までにワクチン接種が完了しておりますので、ワクチンの効果が出ているというふうに判断 しますけれども、どのようにお考えですか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

ワクチンの効果は出ていると報道でもございます。数からいってみましても、65以上の方については発生件数が少ない状況でございますので、十分効果があるものだというふうな認識でございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 昨日の答弁の中で、10月中には対象者の84%の接種を完了する予定だとい

うようなことでありますけれども、これは人口に対しては何%になることでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

人口でまいりますと1万1,736名が8月31現在ということで、これは11歳以下の者も含めてということでありますので、79.3%になろうかと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 11歳以下の方は除きまして、まだ未接種の方がいらっしゃるかもしれませんけれども、その方に対して接種の勧奨というのはやられる予定ですか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

9月の前半で1枚もののチラシをお配りする予定でございます。まだ受けない方につきましては、早めに予約をしていただきたいというお願いのチラシを全戸配布する予定です。 以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 今は、若者のほうは感染者も増えてきておりまして、その中で重症化とか 後遺症とかそういった危険もあると思いますので、ぜひともワクチン接種の勧奨については十 分やっていただきたいというふうに思います。

続きまして、町の人口の80%ぐらいにワクチン接種が進めば、ある程度、町内では集団免疫 状態になるんではないかというふうに思われますけれども、町の中で人が集まる町内行事の開 催条件はどのようにお考えでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

イベントの関係につきましては、うちのほうもあまり承知してございませんが、昨日来言っておりますように、ワクチン打ったから必ずかからないということではございませんので、引き続き、マスクの着用、手指の消毒、こういったふだんからやられている内容を十分やっていただいて予防に努めていただきたいと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) その他、感染警戒レベルが例えば1とか2という状態になってくれば、どのようにそこら辺はお考えになるかお聞きしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

今の感染レベル等々があるわけですが、国等の情報からも、今後ワクチンパスポートとかそ ういったことを検討されているようでございますので、そういう中でまた引き続き状況を見て いけばよろしいのかなというふうに思っております。以上です。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) ただいまの質問に補足させていただきますけれども、健康福祉課長が答弁したとおりの内容でありますけれども、基本的に現在、施設の利用あるいはイベントの中止・延期等の判断につきましては、国の状況、それから、県からの今般の集中対策期間に関します同様の要請に基づき、町は制限をかけているというところでございます。

町として、具体的に例えばレベルが幾つになれば全てオープンにするかというような基準的なものは定めてはございません。県の動向、それからこの北信管内の動向、そういったものを勘案しまして、今ほどのワクチンパスポートということも今後有効になろうかと思いますけれども、そういった状況で今後も判断してまいりたいというふうに考えております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) マイクロツーリズムというのがありまして、近県の人が旅行に来るのを焦点としていると、そういったようなものもございますので、ぜひ今ありましたワクチンパスポートとかを活用しまして、そういったところで経済を動かしていくと、そういったことをやっていただきたいと思いますが、これについて町長のご見解をお願いします。

議長(髙山祐一君) 竹節町長。

町長(竹節義孝君) マイクロツーリズムがいろいろ話題になってはおりますけれども、まずは やっぱりコロナ対策をきちっとしていくということと、今現在、まだ町はこの12日まではレベル 5 になっておりますので、これをレベル 1 にまで下げていくように対策することが当面の喫緊の課題ではないかなと思っています。また、当然、アフターコロナの中ではそういったことも含めて考えていきたいと思っています。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 続きまして、移住・定住の状況について質問したいと思います。

移住・定住の推進は、町の人口ビジョンにはどのように反映されるかということなんですが、 質問したいと思います。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えいたします。

人口ビジョンにつきましては、今までの経過、トレンドの数字がありまして、そこに対して 町の施策をどういうふうに反映させていくか、それによって人口の減少を抑えていくかという のを数字化したものでございます。

したがいまして、今の状況ですと自然減少というのは出生と死亡の差になりますけれども、 年間約150人の減、社会動態でいいますと転出と転入の差が約50、年間約200人が今、減少して いるというのが現状でございます。自然減少というのは、出生数をすぐ増やすとか死亡数をす ぐ減らすとか、そういったことはなかなか難しいということを考えますと、移住・定住が重要な施策ということになります。

そこで、この50人の減少をゼロに持っていきたいということで人口ビジョンというのは定められておりますので、そのようにお考えをいただければというふうに思います。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

以上です。

5番(望月貞明君) この人口ビジョンの目標の中に、令和12年にはその差をゼロにするといったように受け取れる記述があるわけですが、毎年、転出と転入の差というものを意識するといいますか、そこら辺は数値としては考えておられるんですか。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えいたします。

例えば大学に行かれるとか、大学の後、就職をされるとかということになりますと、やはり 町外へ転出されるというのが多いのは事実でございます。ですので、若年層といいますか、若 い方もそうなんですけども、それ以降の年代について、やはり多くの方に山ノ内町に興味を持 っていただいて、移住をしていただくということが非常に重要な施策になってくるのかなとい うふうに考えておりまして、それについて、今、移住交流推進室のほうで事業を進めていると ころでございます。

意識としましては、すぐにでも転出と転入の差をゼロにしたいというのは、これもう当然の話なんですけれども、なかなか難しい面もありますので、移住・定住を進めていく上で、やはり町外からお越しいただける、定住いただける方にもっと施策を進めていくというのは当然なんですけれども、それと一緒に、山ノ内町から外に出てほかの市町村に住むというのも数としては多いわけでございますので、その辺を、引き止めるという言い方がいいかどうかあれなんですけれども、山ノ内町のほうに住んでいただいて、通勤圏であればそちらにお勤めいただくというようなことも考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

以上です。

5番(望月貞明君) 昨年は、コロナ禍において、移住・定住の説明会をリモートで行ったというような記述がありますけれども、今年になってはどんな状況ですか。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えいたします。

ご承知のとおり、やはりこのコロナウイルス感染症の拡大が影響しまして、本来であれば東京のほうに出かけて、移住を希望される方に直接会ってお話をさせていただくというのが非常に効果的だというふうに思うんですけれども、このような状況の中ですので、やはりオンライン、ウェブ会議、こういったものでやらせていただくのが現状でございまして、今年度に入って2回ほどそちらのほうに参加をさせていただいております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 新型コロナの感染症が、その移住・定住の思考、都市の人たちの、住民の移住思考にどのような変化をもたらしているかというような、そこら辺で何か感じられることはございましたか。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

ただいまの質問、ちょっと理解が難しいんですけれども、山ノ内町の住民の中での意識改革 ということでよろしいんでしょうか。ちょっとお願いしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 相談した都市の人たちの意識はどんな感じか。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

やはり長野県の中でも、特に南信の地域の市町村がこの移住に対してすごく力を入れている というようなことで、そちらのほうと北信地域を比べますと、若干、北信のほうが弱いのかな というふうに思っております。

その中で、山ノ内町はこの北信地域の中ではかなりこの移住のほうに力を入れておりまして、 やはりそういった移住交流に関する会議、あるいはその相談会、そういったところでは、山ノ 内町にぜひ移住したいという方というのはかなりいらっしゃるというふうに感じております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 町では、どのような人に対して移住を特に力入れて推進したいとお考えで しょうか。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

これは山ノ内町だけじゃなくてどこの市町村も同じだとは思うんですけれども、いわゆる生産年齢人口と言われる世代の方が好ましいとは思っておりますが、そうはいいましても、どなたでも、山ノ内町のほうに住所を移してお住みいただけるのであれば、これは非常にありがたいなというふうに思っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 町のホームページの移住の体験談のほうには農業体験が掲載されておりますけれども、これは、特に町は農業移住に力を入れているように受け取られるわけでございますが、それ以外の人の体験をこれから掲載するというような、そういうことはお考えでしょうか。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

体験といいますと、仕事関係、やはり山ノ内町に来て、住んで、暮らしていただくということになりますと仕事が必要になってくるということになりますので、山ノ内町は、ご承知のとおり、今、観光と農業を主産業としておりますので、農業ですと分かりやすいんですけれども、観光についても、例えばホテル・旅館等の従業員というかその体験をしていただくとか、あるいはそういった関係の起業、何かあればそういったものも紹介をさせていただくようなことも必要だというふうに思っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 今後とも、それらの方のよい体験があれば掲載をお願いしたいというふう に思います。

次、田舎暮らし体験事業というのがあるんですが、これは特にどのような方を対象にしているかちょっとお願いします。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

田舎暮らし体験事業といたしましては、移住体験住宅もその事業の一つですので、こちらのほうは、主に首都圏等都会のほうからおいでいただいて、山ノ内町のいいところを住んでいただいて感じていただいて、できれば移住していただきたいということのための事業でございますし、もう一つ、ふるさと創生委員会のほうに委託しております田舎暮らし体験ツアー、それとオーダーメイドツアーというのがございます。

こちらにつきましても、年に何回か実施しておりますけれども、どういった方を対象といいますと、やはり一番は2世代、例えば夫婦、そしてお子さんがいらっしゃる、そういった方の参加が一番いいのかなというふうに思っておりますし、実際、そういう方がお見えでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) それから、今ありましたように、田舎暮らし体験住宅の実際の利用者というのはどういう傾向があるか。例えば定年退職した人とか、今言われた子育て中心の人とか、そういったところで何か傾向性はございますか。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えいたします。

今、望月議員おっしゃられたとおり、定年退職された方もいらっしゃいますし、若い世代、 30代、40代、こういった方もいらっしゃいます。割合としてはどちらが多いと言えないぐらい、 バランス的には半々ぐらいの状況でございます。 以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 想像では定年退職者が多いのかと思っていましたけれども、そういう若い 方もいらっしゃるということで非常に心強く感じたところでございます。

先ほどの答弁の中で、地域おこし協力隊員を採用されているということでございますが、活動内容はどのようなことをやられているかお聞きしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えをいたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、この9月1日から、地域おこし協力隊ではなくて、正規の 職員として採用をさせていただいたところでございます。

8月までの事業内容につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、田舎暮らしの体験事業であります体験住宅の管理運営であったり、あるいはその体験ツアーであったりオーダーメイドツアーであったり、あるいは移住セミナー、移住フェア、こういったものに参加をいただいて、積極的に町外からの移住者について様々な観点で取り組んでいただいていると。 実際に実績も上がっているということでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) この移住・定住につきましては、町で育った人の目よりも、よそからの人の目も非常に重要かと思いますので、ぜひともご活躍を期待しております。

続きまして、空き家バンクの活用状況ですが、登録が本年、先ほどの答弁で4件ということであります。ホームページに載っているのが6件ほどありますけれども、これについて、この登録の働きかけというのはどのように行われているかお聞きしたいと思います。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えいたします。

先ほど私が申し上げた数字は新規登録が4件ということでございまして、掲載中は今10件で ございます。

働きかけは、ご承知のとおり広報のほうでも、ぜひ空き家で困っている方がいらっしゃれば 積極的に空き家バンクへの登録をお願いしたいということで、広報やまのうちのほうに掲載を 年に何回かさせていただいているところでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 新規が4件で契約マッチングが2件ということなんですか。それでございますので、やっぱり今後、登録が減っていく傾向があるのかなというふうにちょっと心配されるわけでございますが、登録のネックになっているのはどんな条件かお聞かせください。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

やはり登録をされた後、マッチングの際に、結局その空き家となっている家屋が、売るのか 賃貸借するのかは別としまして、内覧をすると思ったより建物の状況が悪かったり、そういっ たこともかなりあるということでございます。今、困っているところというのは、空き家があ って、これをほかの人に使っていただきたいという気持ちはあっても、実際に内覧会等でそれ を見たときに、いや、この空き家ではちょっとというようなことが起こっているというのがご ざいますので、できれば、ある程度住めるような状態の空き家というのが必要になってくるの かなというふうには感じております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) やっぱり登録条件をシビアにしないと駄目だということかと思います。 続きまして、令和2年度の若者定住取得ホーム補助事業でございますが、13件補助があったようですが、そのうち転入が5件、この転入のことでUターンが含まれているかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

今持っている資料の中では、今、議員がおっしゃられたとおり、主要施策の概要報告書に記載がある転入者5件ということでございまして、Uターンが何人いたかというのは今ここではちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 転入の条件ですが、例えばUターンも転入に含まれる、Iターンはもちろん転入なんですけれども、例えば山ノ内に一旦Uターンして親のところに数年間住んでいて、もう1回新規に住宅を造るというような条件の人は、これ、転入条件に当てはまるかどうかお聞きしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) お答えをいたします。

たしか、そのようなUターンではいけないという条件はなかったというふうに思っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) もう1点ですが、町にある程度定住した人に対して、何年かという、そこら辺の条件はあるんですか。

議長(高山祐一君) 移住交流推進室長。

移住交流推進室長(小林広行君) 5年だったと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) それでは、続きまして奨学金についてお聞きしたいと思いますけれども、 町では10年間定住すると、一旦、奨学金借りた人がそれ以降の返還は免除されるというような 制度がありますけれども、高校、短大で借りた人は8年以内の返済が条件になっておりまして、 定住しても免除の対象になっていないという、そこら辺の理由はお分かりでしょうか。

議長(高山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

この要綱をつくったときにいろいろ検討されたものだというふうに理解をしておりますけれども、金額が大きくて返還期間も長い、そういう方に対して一番はその償還に対する支援をという形の中で、こういう形になっているものだというふうに理解をしております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) この町の奨学金貸付けで標準的な返済額というのは、月額ですが、どのようなことかお分かりでしょうか。

議長(高山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 降君) お答えいたします。

貸与額の関係についてはあるんですけれども、返済額につきましてはちょっと今、手持ちに 資料がありませんので、すみませんがお願いいたします。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 続きまして、町の制度はそのような制度になっておるわけですが、一般奨学金の返還制度、これ、総務省が進めている制度でございまして、その条件としまして、この取組は、まち・ひと・しごと創生法第9条、10条の地方版総合戦略に位置づけられたものである必要があると、そういったものがあるわけですが、ここら辺の条件はあるんでしょうか。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

ちょっと質問の内容が理解できなくて、もう一度お願いしてもよろしいですか。すみませんです。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) これの奨学金返還支援制度というのは総務省が特別交付税措置をするということになっておりまして、返還制度に協力した場合に、交付税措置をする条件としまして、まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条の地方版総合戦略、そこら辺にそこのものが記載されていればいいんだというふうな条件だと思うんですが、一応、そこを見たら記載はあったように記憶があるんですが、これは条件に合致しているかどうかお聞きしたいということです。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) 大変すみませんでした。町の総合戦略の中にも位置づけられております ので、該当しているというふうに理解しています。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 町の奨学金の場合は基金がつくってあるわけですが、それも総務省のほうでは基金はなくてもいいというところと、あと、協力企業が基金を出してやるという条件も、そこも何か外したようでありまして、非常に条件的には整っているんではないかというふうに思うわけであります。その場合、例えば町に定住して、ほかの奨学金ですね、一般の奨学金を借りて町に定住した方に対して、その返還金額に対して支援すると、そういったような制度になっております。

それで、この定住促進のための制度を県内のほかの市町村でも導入しているわけでございますが、ここら辺はご存じですか。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

県内でも数か所、この制度を使っているということは承知をしております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) それからもう1点つけ加えますと、この奨学金の補助ですけれども、返還支援制度ですが、これについて、チラシですね、こういったものを作って高校生とか学生の皆さんに配布する、そういった経費に対しても特別交付税措置をするということになっているようでありますが、ここら辺はご存じですか。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) 総務省から出ております要綱の中にそういうふうになっておりますので、 承知はしております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 現在の基金を使って、そのままこの制度を導入することは可能とお考えでしょうか。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

今の基金につきましては町の制度に対する基金でございますので、今、議員がおっしゃって おります奨学金を活用した若者の地方定住の促進につきましては、また研究が必要ではないか というふうに思っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 一緒に混ぜてやるのはちょっと具合悪いというようなお考えですね。したがって、もしこの場合、基金がなくてもできるといったような制度であるようでございますので、ぜひ導入のご検討をいただければというふうに思います。

続きまして、防災のことについて質問したいと思います。

戸別受信機、SUGUメール、LINEというような登録者数が発表ありましたけれども、 この中に重複している人が結構いるかと思うんですけれども、ここら辺は把握できることはで きるんですか。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

重複に関しましては把握はできません。戸別受信機につきましては個人名称等での登録、S UGUメールについてはメールアドレスによる登録、公式LINEにつきましてはアカウント による登録ですので、それぞれ個人を特定することはできませんので、重複の把握はできない ということでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) それでは、このLINEの登録は非常に増えているところを見て取れると 思うんですけれども、この登録の目標、どのぐらい増やせればいいかという、そこら辺のお考 えがあればお聞きしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

LINEにつきましては、所管は総務課でございますけれども、SUGUメールも同様ですが、何件登録があれば目標という設定はしてございません。より多くの方による登録、町民に限らず町外の方も登録があるというふうに聞いておりますけれども、できるだけ多くの方に登録いただいて、町の情報を受け取っていただきたいということを考えております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 町の防災のアンケートですか、ホームページからちょっと開いたら出てきたんですが、防災情報をどのように取得していますかというような調査で、防災無線の屋外放送で情報を得るというふうに回答した人が一番多かったんですが、実際には、豪雨の場合は雨戸を閉め切った家の中ではよく聞き取れないとか、そういったことがあると思うんです。これは若干意識がずれているんではないかと思いますけれども、ここら辺の意識のずれはどのようにお考えでしょうか。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

実際のところ、例えば雨が降っている段階で、防災無線の音が家の中にいてよく聞き取れな

いというようなお話も直接聞いているところでございます。広報的にも、防災無線は閉め切った屋内の中まで届くようにはなっておりませんと。外で聞いていただくもの、家の中では戸別受信機、SUGUメールが始まりました。今後については、公式LINE、こういったものを登録いただいて防災情報をお取りいただきたいというようなことを、逐次、今後広報してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) そこら辺の意識のずれを是正すればLINEとかSUGUメールの登録が増えるんではないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、今、地区別に避難情報ですか出せる状態にはあるということでありますけれど も、実際にこの場合、結構時間がかかるようなところもあるんじゃないかというふううに思い ますけれども、そこら辺は迅速には出せるんでしょうか。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

避難情報の発令を地域別に出す場合に時間を要するのかどうかという部分につきまして、県内、国内での避難情報の遅れというようなものの指摘がある中で、例えば洪水浸水情報に関しましては浸水想定区域が県のほうから示されております。主には夜間瀬川、角間川の沿線でありますけれども、そういった災害に関しましては、そこの地域以外であれば言ってみれば危険がないと、避難情報を出す必要がないというような状況がございます。この場合には、スピーディーにその該当地域に避難情報をお出しするということを想定しております。

やはり難しいのは土砂災害ではないかというふうに考えております。町内至るところに警戒 区域ございます。そういった部分を特定して避難情報をお出しするという部分については、や はり遅れることがあってはならないというふうに考えておりますので、一番は、気象庁のキキ クルというページがありますけれども、その中の土砂災害危険情報、こちらの情報を逐次確認 しながら避難情報の発令区域を十分検討して、スピーディーに避難情報を出していくというこ とを心がけたいと考えております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 今ありましたように、浸水地域については非常に分かりやすくて、発令が 迅速にできるんではないかというふうに思います。

土砂災害につきましては、例えば今年の岡谷市での土石流災害ですが、雨量については降り始めてから240ミリぐらいで発生していると。これは地質の状況によるんだと思うんですけれども、防災マップのイエローゾーンとかレッドゾーンを設定したのは県でありますので、その県のほうに昔、レッドゾーンに指定した理由をお聞きしましたところ、傾斜と堆積物だということでありました。そこら辺の情報は県のほうで把握していると思いますので、何かアドバイ

スできるような説明会ができるかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

アドバイスできるようなというのは地域に対するものというふうに理解をして申し上げますと、技術的には建設事務所のほうからうちのほうも説明はいただいておりますけれども、なかなか専門的な分野でありまして、そのものをお伝えすることは難しいかもしれないんですが、同席いただいた上で、各地域ごとに説明を申し上げるということは可能ではないかというふうに考えます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、部の統合につきましてお聞きしたいと思いますが、統合で班単位で活動される 活動が多いと思うんですけれども、これは、今までどおりの部単位と同じではないかという意 見がありますが、それに対して意見をお願いします。

議長(髙山祐一君) 消防課長。

消防課長(湯本睦夫君) お答えいたします。

例といたしまして南部分団のほうを例に取りますと、1部として、現状5部ですけれども、 積載車ポンプ担当として5班ということで、佐野班、菅班、寒沢班、戸狩班、穂波温泉班とい うふうなことで継続運用を予定しております。

また、機関の手入れなどを先ほど申し上げましたとおり班単位として行っていくことを想定 していますけれども、その機関手入れに合わせた訓練などにつきましては、部内合同で実施し ていただくことも想定されますので、よろしくお願いいたします。

また、災害面ですけれども、火災を例に取りますと、南部地区の火災時に南部分団 5 班、全 班が集結いたす計画としておりますので、火災初期からこれまで以上に消防力の強化が図られ るものというふうに考えております。

また、部の統合で1部として、長年、部として行ってきた経過もございますので、当面、班としての活動は継続となるということも想定はしております。将来的な人口減少などからさらなる隊員の成り手不足を見据えまして、早いうちから地域内の協力体制を構築していければいいなということで消防団として考えております。よろしくお願いいたします。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 班合同で部中心にできるような体制を火災のときはすぐにやられるとおっしゃっておりますので、そこら辺の構築をぜひお願いしたいと思います。

最後に鐘楼のほうですが、鐘楼は、ホースをつるすためのものは残すということで、先ほど の答弁はそのとおりでよろしいんでしょうか。というのは、寒沢で鐘楼を撤去してしまうとい うような話を聞いたことがありましたので、確認したいと思います。 議長(髙山祐一君) 消防課長。

消防課長(湯本睦夫君) お答えいたします。

計画的には、警鐘楼を見つけましたら、ホース乾燥、現状を消防団のほうで利用している部分については、残して継続的に使用するような方向で検討いたしました。

また、今お話ありました寒沢の関係でございますけれども、当初、防火水槽の建設の用地確保のためにというお話もさせていただきましたけれども、現状、防火水槽の建設用地を別のほうに計画しておりますので、寒沢の警鐘楼の撤去につきましては、現状、計画がございませんので、よろしくお願いいたします。

議長(髙山祐一君) 望月議員。

5番(望月貞明君) 納得しました。

それで、今、鐘楼のペンキのほうが大分剥げてメンテナンスができていない状態ですが、ここら辺の計画について最後にお聞きしまして、一般質問を終わります。

議長(髙山祐一君) 消防課長。

消防課長(湯本睦夫君) お答えいたします。

警鐘楼の塗装関係ですけれども、こちらのほうは、長寿命化ということで実施計画に盛り込みまして計画的に対応している状況でございますので、こちらにつきましても順番、古いものからということで、損傷の激しいものからということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長(髙山祐一君) 5番 望月貞明君の質問を終わります。

ここで議場整理のため11時10分まで休憩します。

(休 憩)

(午前11時04分)

(再 開)

(午前11時10分)

議長(髙山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(髙山祐一君) 3番 山本岩雄君の質問を認めます。

3番 山本岩雄君、登壇。

(3番 山本岩雄君登壇)

3番(山本岩雄君) 改めまして、おはようございます。

3番 山本岩雄です。

コロナウイルス感染症は、全国的規模で感染が拡大し、収束の気配は見えていない状況だと 私は思います。

先日、町外のある方から、山ノ内のコロナウイルス対策はよくやっていると思いますよという声をかけていただきました。一町民としてもうれしく感じました。これも、医療関係者の皆様をはじめ、町の関係者の皆様のご尽力のおかげと感じたところです。町内の感染者も時折発

生しており、油断することなく生活する必要性を痛感しています。

過日、町の宿泊業者の方と話す機会がありました。そのとき、町内での感染者の発生はあっても、県外ナンバーの車がたくさん来町していますが、町外からの旅行者の感染者発生はないですよねという話をしたところ、その方は、本気で感染対策をしてやっておりますと話されました。日頃のご努力に頭が下がる思いがします。

コロナに打ち勝つべく、町全体でしっかりとした対応をしなければと強く感じておりますが、 今回の一般質問でもコロナ対策が取り上げられていますので、コロナ対策についてはほかの議 員の方々にお任せして、今回、私は別の視点で質問させていただきます。

過日、令和2年度主要施策の概要報告書をいただきました。即刻、目を通してみましたが、 その中で、私自身の不勉強によるものもあるかとは思いますが、実態を理解できなかったり、 気になったこと、あるいは町民の皆様に十分伝わっていない事柄があるのではないかというふ うに感じたことが幾つかありました。

そこで、この概要報告書の内容について、通告書に従い幾つかの質問をさせていただきます。 1、スマホ・タブレット端末アプリ「マチイロ」について

- (1) 「マチイロ」とはどのようなアプリなのか。その活用への期待は。
- ①このアプリの概要は。
- ②導入の理由は。
- ③このアプリによる広報や伝言板の公開への反響は。
- ④今後このアプリの活用、展開は。
- 2番、ロタウイルス予防接種について。
- (1) ロタウイルス感染症とはどんなものか。
- (2) 令和2年10月から定期接種となった背景は。
- (3) 定期接種になる以前に町での発症者はあったのか。
- (4) 定期接種に対する保護者への対応と反応は。
- 3、消費者行政について
- (1)消費相談数は減っているが、その他の項目(架空請求)は減っていない状況にどう対応していくか。
 - 4、ごみ処理について。
 - (1) ごみ不法投棄について。
 - ①不法投棄の実態は。
 - ②ごみの不法投棄が後を絶たない背景は。
 - ③不法投棄に対する回収等の対応は。
 - (2) 平成28年4月1日からのプラスチック製容器の分別収集についての評価は。
 - ①収集開始からの5年間の収集実績は。
 - ②分別収集の課題とその取組は。

- (3) 可燃ごみ及び埋立てごみがここ3年は減少しているが、特に令和2年度は大幅に減少している背景は。
 - 5、町の農業施策について。
 - (1) 認定農業者について。
 - ①認定農業者とは。
 - ②町の認定基準は。
 - ③現在認定されている認定農業者の地区別の人数は。
 - ④今後の認定農業者推進に対する考えは。
 - (2) エコファーマーについて。
 - ①エコファーマーとは。
 - ②町の認定19人の地区別人数は。
 - ③認定作物の種類は。
 - ④今後の取組に対する考えは。
 - (3) グリーンツーリズム推進事業について。
 - ①町グリーン・ツーリズム協議会とはいかなる組織か、またその活動の内容は。
 - ②協議会の町との関わりは。
 - ③町としてのグリーンツーリズム推進のビジョンは。

以上です。なお、質問の内容に農林課に関わる質問がありますが、通告書提出時点で鈴木農 林課長が欠席ということを存じ上げておらなかったもので、この点については答えられる範囲 で結構ですのでお答えいただければ幸いです。なお、再質問があれば質問席で行います。

議長(髙山祐一君) 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 山本岩雄議員のご質問にお答えいたします。

1点目のスマホ・タブレット端末アプリ「マチイロ」についてのご質問ですが、町からの広報については、毎月発行する広報やまのうちや毎月2回発行する広報伝言板、町のホームページを主に活用してございます。

この質問の「マチイロ」については、無料アプリとして提供されているものであり、コストをかけず、広報紙をお届けしていない方や若い方たちが情報端末によりいつでもご覧いただける環境整備をし、利便性の向上を期待し、平成28年に協定を締結し導入しています。

詳細につきましては総務課長からご答弁申し上げます。

次に、2点目のロタウイルス予防接種について4点のご質問ですが、子供の健康を守る上で 感染症を予防することは重要です。当町では、昨年10月から定期予防接種として実施しており ます。

詳細は健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の消費者行政についてですが、インターネットの普及とともに通信販売に関する相談が増えており、町では、消費生活相談室を設置し、消費者安全法での市町村消費生活センター並みの体制を整えて相談に応じております。

詳細については健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、4点目のごみ処理について3点のご質問ですが、当町は、オリンピックを前に、平成9年10月に山ノ内町をきれいにする条例を制定して環境美化に努めてまいりました。しかしながら、不法投棄は減少傾向にあるものの依然として見受けられます。また、資源の再利用と可燃ごみの減量化対策として、平成28年からプラスチックごみの分別収集を行っていますが、収集量は減少傾向にあります。このことは可燃ごみについても同様の傾向であり、減少の原因としては、人口の減少や観光客の入り込み状況に影響されているものと思われます。

詳細につきましては健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、5点目の町の農業施策について、(1)認定農業者についての認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、効率的かつ安定的な農業経営の基本指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標などについて、経営改善を図ろうとする農業者に自ら手を挙げていただき、町がその意欲や能力を尊重し認定した農業者が認定農業者となっております。

- ②の町の認定基準は、大きく、年間農業所得目標が460万円程度、年間労働時間目標が2,000時間程度です。
- ③の認定農業者の地区別の人数は、令和3年8月1日現在、東部29人、南部28人、西部42人、 北部4人、町外者2人です。
- ④の今後の認定農業者推進に対する考えは、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする認定農業者に対して様々な支援措置を引き続き図ってまいります。
- (2) の①エコファーマーとは、平成11年に施行された持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者をいいます。この認定を受けると、ロゴマークを包装箱、ポストなどへ表示することができるほか、農業改良資金の借入れ対象となります。
 - ②の地区別人数は、東部7人、南部3人、西部7人、北部2人です。
 - ③の認定作物の種類は、水稲、リンゴ、桃の3種類です。
- ④の今後の取組ですが、県では環境に優しい農業に取り組む生産者を増やしていくため、制度周知及び環境に優しい技術の普及を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則50%削減した農作物を認定する「信州の環境にやさしい農産物認証制度」を設け、エコファーマーからさらなるステップアップができるよう技術指導をし、生産者の技術、意識向上も目指すとし、町としても県と歩調を合わせていきたいと思っております。

また、生産された農産物が有利に販売されるようトップセールスを行い、経済的なメリットが生じるよう取り組んでまいります。

次に、(3)のグリーンツーリズム推進事業については観光商工課長からご答弁申し上げます。

以上でございます。

議長(髙山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) 山本岩雄議員のご質問にお答えをいたします。

1番のスマホ・タブレット端末アプリ「マチイロ」について、(1)の①アプリの概要と② の導入の理由については、関連がありますので一括してお答えをいたします。

このアプリは、福岡県の株式会社ホープが提供する無料アプリで、町の広報紙や広報伝言板を発行した際に紙面をPDF変換し、アプリにアップロードすることによりアプリ登録者に通知され、登録者はいつでも最新の広報紙等を確認することができるというものでございます。

先ほど町長から答弁があったとおり、情報端末が普及したことから、広報紙をお届けしていない方や町の情報を必要としている方々にいつでもご覧いただける環境が整備でき、利便性の向上が図られるということから、5年前の平成28年12月20日に協定を締結し導入したものでございます。

- ③の「マチイロ」活用による広報等の公開への反響についてですけれども、現在までのところ、特にお聞きしていることはございません。
- ④の今後の活用や展開はとのご質問ですけれども、広報発行の際は、この「マチイロ」へのアップロードのほかSUGUメールやLINEでもお知らせしております。現在は様々な媒体で情報の入手ができるようになってきており、紙面につきましては広報紙、データにつきましてはホームページを最大限に活用できるよう進めておりますけれども、「マチイロ」の利用につきましても、広報等による案内を継続していきたいというふうに考えております。以上です。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) 山本岩雄議員のご質問にお答えいたします。

- 2、ロタウイルス予防接種について4点のご質問ですが、(1) ロタウイルス感染症はどんなものかにつきましては、乳幼児、特に生後6か月から2歳までにおける急性胃腸炎の主な原因で、冬から春にかけて流行いたします。主な症状は、激しい下痢、吐き気、嘔吐、発熱、腹痛です。脱水症状がひどくなると入院治療が必要になります。
- (2) 令和2年10月から定期接種となった背景はにつきましては、ロタウイルスは、非常に感染力が強く、家庭内や集団生活施設などにおいてしばしば感染が伝播します。また、5歳までの急性胃腸炎の入院患者のうち、40%から50%程度はロタウイルスが原因であり、ワクチン接種により、ロタウイルス胃腸炎による入院患者を約70%から90%減らす効果や重症化予防にも効果があるとされ、定期接種となりました。
- (3) 定期接種になる以前に町での発症はあったのかにつきましては、市町村ごとの発症者数が公表されているものがありませんので、把握はしておりません。

(4) 定期接種に対する保護者への対応とその反応はにつきましては、生後1か月頃に予防接種に関する説明と予診票を保護者に送付し、2か月の乳児訪問時に、保健師が予防接種について説明を行っております。乳幼児の予防接種は種類と回数が多いのですが、ロタウイルスワクチン接種が追加になったことでさらにスケジュールが過密となり、数種類を同時に接種できる小児科での接種を皆さん希望されるため、今年度から、乳幼児の予防接種は医療機関での個別接種をいたしました。

続きまして、3の消費者行政についてのご質問でございますが、架空請求につきまして、令和元年度には相談件数が5件ございましたが、令和2年度の相談件数はゼロ件でございました。 主要施策の概要報告書の販売形態別消費相談件数のその他の項目についての令和2年度の主なものは、購入した覚えのないものが配達されてきたという事例のものや、旅館を経営してい

なものは、購入した覚えのないものが配達されてきたという事例のものや、旅館を経営している事業者がお客様から苦情を言われ、どのように対処してよいかというようなことがございます。前者につきましては、親族や近所の方が本人不在のため玄関に置いていったものということが後で判明したということがございました。また、後者につきましては、事業者としての相談ということで、役場の消費者行政で扱っている個人の消費トラブルとは異とするものでございますので、専門の機関を紹介してございます。

このように、その他の事例につきましては、消費者が商品を購入した際のトラブルとは言い 難い事例が多数を占めてございます。

なお、架空請求などの身に覚えのないはがきや封書が来た場合については、役場などに相談 してもらうよう広報などで周知しており、警察や町で委嘱しております悪質商法・振り込め詐 欺防止協力員と協力しながら、被害に遭う人が出ないようこれからも努めてまいりたいと思い ます。

次に、40 (1) ごみ不法投棄についてのご質問ですが、①②③と関連がございますので併せてお答えをいたします。

不法投棄は、近年減少傾向にございますけれども、依然として、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タイヤなどの粗大ごみや、分別されていない家庭ごみの不法投棄もございます。これらは主に、山林や河川敷など人目につかないような場所への不法投棄が散見されております。

このように不法投棄がなされる理由といたしましては、処分するための処分料がかかることが挙げられると思います。特にテレビなどの家電用品目については、リサイクル料金がかかりますので不法投棄が目立っております。不法投棄されるものに対しましては、原因者の特定につながるものがないかどうか確認をし、判明すれば原因者に処分していただきますが、判明しなければ、土地の所有者と協議の上、処分しております。

続きまして、(2)の①収集開始から 5 年間の収集実績はについてですが、プラスチック容器の分別収集については、平成28年度が71.46トン、平成29年度が63.04トン、平成30年度が58.38トン、令和元年度が56.38トン、令和2年度が55.71トンとなっております。

次に、②の分別収集の課題とその取組はについてですが、分別された容器の汚れが目立ち収

集できないものもあることと、可燃ごみの中に分別を行えばプラスチック容器として出すことができるものがまだ含まれているため、分別の徹底を心がけていただくよう、自治会の各地区衛生委員の皆さんやシルバー人材センター委託の監視員の方々の協力を得ながら、収集所での指導、また、ごみ分別カレンダーなどの広報で周知をしてまいります。

(3)の可燃ごみ及び埋立てごみの収集量が減少していることにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客等、山ノ内町に滞在している方が減少しているために、ごみの量が減少しているものと推測しております。

以上です。

議長(高山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) 山本岩雄議員のご質問にお答えいたします。

5の(3)の①町グリーン・ツーリズム協議会とはいかなる組織か、またその活動の内容は とのご質問ですが、この協議会は、町における観光と農業が連携して情報の共有と一元化を図 り、当町への集客と地産地消の推進に寄与し、地域の活性化に資することを目的に、平成15年 に設立された組織であります。

この協議会は、趣旨に賛同する町内の宿泊施設や生産者など58名により構成されており、農業体験及び果物狩りの受入れ手配や、よってかっしゃい山ノ内秋の収穫祭などの事業を実施しております。

続いて、②協議会の町との関わりはとのご質問ですが、協議会の事務局に町観光連盟、ながの農協とともに、体験受入れ部会には農林課農業振興係長と、もぎ取り収穫・直売部会には観光商工課の観光商工係長が参画しており、協議会に対して町からは補助金を支出しております。 次に、③町としてのグリーンツーリズム推進のビジョンはとのご質問ですが、観光と農業が連携することによる町の主要産業の振興を目指しております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 町長はじめ、丁寧な説明をしていただいて本当にありがたいなというふう に思います。特に農林課に関することに関しても、町長のほうから再質問する必要ないのかな と思うぐらいに丁寧に説明をしていただいて大変ありがたいなというふうに思いますが、幾つ かの点でちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、「マチイロ」についてですけれども、このアプリの特性からして、広報や伝言板が届いていない町民も閲覧できるという長所があると思います。そこで、広報や伝言板の配布状況を教えてください。

1つ、広報の発行部数は、配布範囲は。配布は隣組を使って私なんか受け取っているわけですが、そういうところでない人たちは、多分、郵送とかとなっていると思うんですが、郵送部数はどのぐらいでしょうか。世帯数に対する配布郵送部数の割合はどの程度になっているんでしょうか。分かる範囲で結構です。教えてください。

議長(髙山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えいたします。

広報の発行部数、印刷部数ですけれども、4,500冊でございます。

住民基本台帳における世帯数というのは4,942世帯でございますけれども、これは、例えば 1つの家の中で2つの世帯、いわゆる世帯分離を行っている世帯も数多くあるということから、 この世帯数というのは、数字上は4,942ですけれども、実質的にはもっとかなり少ない数字に なってくるのかなというふうに思っております。

広報の配布世帯数、連絡員による配布世帯数については3,918世帯、総務課での配布数、これはリゾートマンション等でございますけれども、これが77世帯、郵送等による配布数、これは一部リゾートマンションも含まれますし、福祉施設等も入ってきますけれども、これが52世帯、計4,047世帯ということでございます。

単純に4,942の住民基本台帳の世帯数から今申し上げた4,047を引くと895が残るわけですけれども、先ほど申し上げたとおり、この世帯がイコール未配布の世帯ではないということはご承知をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 現在、このアプリの導入行政は長野県内39ということで、近隣の導入行政 体というのを調べてみたら、中野市、飯山市、小布施、山ノ内、高山村、野沢温泉ということ になっていますが、これでよろしいでしょうか。

議長(髙山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えいたします。

今、山本議員が調べられたということですので、私のほうではそこまで把握していませんの で、それでよろしいかというふうに思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 隣近所の行政体も、「マチイロ」に関して同じようなものと考えてよろしいですか。

議長(髙山祐一君)総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えいたします。

基本的には広報を載せているというのが多くの市町村なんですけども、山ノ内町は伝言板があります。これ、月2回ということになりますけれども、この伝言板を載せているのは、山ノ内町が珍しいのかなというふうには思っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 広報とか伝言板とか、一番の元は、広報が読みやすい、親しみやすい。何

か配られたけど全然読む気ないみたいなところがネックになってくると、こういうことになる と問題だと思いますが、新しく赴任した地域おこし協力隊が広報を読みやすくするというふう に伝えられていますが、どのような期待をされていますか。

議長(髙山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えいたします。

今、山本議員がおっしゃられたとおり、総務課企画係のほうに広報を担当する地域おこし協力隊を採用したところでございますけれども、期待するところは、今まで山ノ内町の職員が担当していたということで、ずっと山ノ内町に住んでいる方が中心にやってきたということなんですけれども、ここで地域おこし協力隊が山ノ内町外のほうからおいでになられたということですので、外から見て山ノ内町の広報は見やすいのか見やすくないのか、これもそうですし、情報として今の情報でいいのか、それとも新たな情報を載せていったほうがいいのか、いろいろと考えるところがあるかと思います。新しく着任された地域おこし協力隊につきましては、そういった経験も積んでこられている方ということですので、ぜひその辺を期待したいというふうに思っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 私もぜひ期待をしたいと思います。

町のホームページの「マチイロ」で公開されているような状況なんですが、何かいろいろあって煩雑でかえって見にくい、利用しにくいというようなところがありますので、町として公開内容を検討していくという考えはおありでしょうか。

議長(髙山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えいたします。

確かに様々な、その媒体によって広報、町の情報が入手できるということになっておりまして、一面では、いろいろな人がいろいろな形でご覧いただけるということでは利点かというふうに思います。ある一方では、いろいろな媒体から同じものが情報として入手できることから、ちょっと要らない部分も出てくるのかなというふうに思っておりますけども、今の時点では、いろいろな種類の媒体であらゆる方が広報等をご覧いただけるというのがまず優先なのかなというふうに思っておりますので、今の現状を当分の間続けさせていただいて、これがいろいろなところで反響が出てきたり、あるいは不具合が出てきたり、こういうことがあればまた見直しをしていくということになろうかと思います。

以上です。

議長(高山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 広報が届いていないとかそういう状況がなくなって、皆さんに町の情報が十分伝わる一つとして、この「マチイロ」というのを活用していただければいいのかなというふうに思いました。

次のところにいきます。

ロタウイルスの予防接種についてですが、現在、ロタウイルスのワクチンは、経口、飲み薬 として2種類あるということですが、町ではこの定期接種にはどのワクチンを使っておいでで すか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

議員がおっしゃられた2種類というのは、ロタテックという薬とロタリックスという名称の ワクチンになろうかと思います。この部分につきましては各医療機関で取り扱っておりまして、 ロタテックについては3回服用しなければなりません。ロタリックスというワクチンは2回の 服用ということになりますので、接種される保護者の方と医療機関のほうで、その辺の説明を 受けた中で受けていらっしゃるというふうに理解しています。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) じゃ、接種する際に保護者が、2回接種、3回接種という状況がある中で、 どちらを使うかということを選択できるということでよろしいんですか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

医療機関によって、その部分が2種類を用意されているのか1種類しかないのかというのは、 ちょっとこちらのほうでは把握してございません。

以上です。

議長(高山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) お医者さんでは、私はこちらをお勧めしますというふうに言われる方もあると思うんですが、その辺、保護者と協議の上ということであれば問題ないのかなと思いますし、どちらが効果が強くて弱くてということはなくて同等だというふうに聞いておりますので、その辺は、接種するのが6歳とか2歳未満ですので、保護者と協議ができるという状況をつくっていただくことが大事なのかなというふうに思います。

このワクチンに副反応はどのようなものがあるというふうに捉えておられますか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

厚生労働省のチラシの中には、接種後は、腸重積症という病気があるそうですけれども、この病気は、腸の一部が隣接する腸管にはまり込んでしまう病気で、速やかな治療が必要だということでございますので、接種後は症状をよく観察してくださいというチラシになってございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 町では、今までワクチンを接種して副反応があったということを把握されていますか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

報告は聞いてございません。 以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 年齢のいかない子供たちに対するワクチンの接種ということで、それで子供たちが楽になる、救われるということは大事なことなのかなというふうに思いました。定期接種に関してありがたいことだというふうに思います。

消費者相談ということに関しては、先ほど幾つか説明されておりましたが、架空請求の被害の状況についてはどのように把握されていますか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

昨年度はそのような相談がなかったというふうに聞いておりますので、現在、2年度の状況 しか手持ちの資料がございませんので、その前のところについてはちょっと分かりかねます。

議長(高山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 一時期、都会を中心に架空請求が蔓延して、それが収まったかと思うと、 長野県、例えば上田とかそういうところへ入り込んでくるという状況を聞いています。特に長 野県とか山ノ内とかというところへ入ってくるのに関して、人がとてもいいですから、ついそ れに乗っかってしまうというような状況が考えられると思います。

実は私のメールアドレスにもほとんど毎日、架空請求あるいは架空請求に類するメールが届いています。メールが来ないようにという設定はしているんですけれども、それでもその間をかいくぐって必ず来ています。それをクリックする、ウェブ上で見れるような状況で見ると、そこでもうウイルスに感染するとかいう状況になっていますので、架空請求とは関係ないですが、それに類するものになると思いますので、被害に関してはぜひまた対応できるようにしていただければありがたいと思います。

それから、ごみの不法投棄についてですが、後を絶たないと。これは、投棄をする人の良心に訴えるしかないのかなというふうに思いますが、ただ、実際に投棄されている状況、見えないところということであればそれはそれまでなのかもしれませんが、やはり観光立町山ノ内とすれば、その辺はきちんと回収していくということは大事なことなのかなというふうに思います。ぜひその辺また十分考えていただきたいと思うんですが、これからもそういうことをやっていただけるかどうかお願いします。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) 今おっしゃられている内容については、不法投棄が見つかった場

合にはきれいに処分して片づけているような状況を整えてくれということでいけば、昨年については15件ほど不法投棄があったわけですが、こちらの処分料については15万183円ほどかかってございますけれども、撤去して処分しているというような状況ですので、よろしくお願いします。

また、同じく家庭ごみが不法投棄されたという例もございまして、その部分については捨てた方の特定ができたので、これは警察のほうで調べて特定ができたというようなことから、そこのかかった費用、約1万5,000円ほどですけれども、本人に負担していただいたというふうなことで、これは決算書にも載ってございますので、そういったことも、不法投棄でかかった部分については、特定できればその人に請求しているというようなことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 即、対応していただいているということで、本当にご苦労さまだなという ふうに思いますが、これからまたごみは出てしまうんじゃないかなというふうに懸念されます ので、ぜひ対応をお願いします。

町の農政についてお聞きしたわけですが、町長のほうからいろいろ説明していただきました ので、なおかつ課長がおられないということですので、ここからはグリーンツーリズムについ て、観光商工に関係するところで質問させていただきたいと思うんです。

元へ戻りますが、農政に関する3項目の質問については、認定農業者は昭和55年、1980年ですので約40年前、それからエコファーマーについては平成11年、1999年ですので約20年前、それからグリーンツーリズムについては1992年、約30年ほど前に、それぞれ法律あるいは政策として打ち出されていますが、いずれも40年から20年、そういった経過をしている制度です。

発足からかなり経過をしているわけですが、これらが町民にどれほど周知されているのか、 活動は活発に行われているのでしょうかという観点で再質問を考えましたが、課長が欠席とい うことですので別の機会に譲るとして、グリーンツーリズムについて再質問させていただきま す。

グリーンツーリズムについては、農林課で、町グリーン・ツーリズム協議会の体験受入れ部会として参画するも、コロナ禍により中学校等の受入れ中止とありますし、観光商工課で体験授業を中止し、体験予定の学校にリンゴを送ったとあるが、これは同じことを指しているのでしょうか。

議長(髙山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

同じ内容のことを指しております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) ウェブというかインターネットで見ますと、町のグリーン・ツーリズム協議会は、果物狩りと農家との仲介をするようにするということで受け取りましたが、今、説明があったんですが、それ以外の活動というのは重点的にされているんでしょうか。

議長(髙山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

先ほどの答弁でも言いましたが、秋に例年実施しておりますよってかっしゃい山ノ内秋の収穫祭、これが直売ということで、これについては年々、やはり農家から直接仕入れられるということで、新鮮なものを入れるということでファンがずっとついて、毎年、遠くからお越しいただくようになっていたんですが、ここ2年ほど中止せざるを得ないという状況でおります。

あと、昨年度からグリーン・ツーリズム協議会では、SAVOR JAPAN、農業振興係が中心となって申請のほうを行いましたが、食の文化を世界に発信していこうということで、食でインバウンドのお客さんを誘致していくという取組も、SAVOR JAPANというものも実施しております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) ありがとうございます。いろいろ説明していただきました。

農家との仲介をするというふうにしているんですが、その辺で問題はないんでしょうかね。 あったらまた教えていただきたいんですが、私の知っている限りでは、ある農家がリンゴ狩り をやったと。でも、二度とやらないというふうに言う農家の方がおられました。何でというこ とをお聞きしたら、とにかく全部取っちゃう、収穫できるものとできないものみたいな区別が つかないと。だもんで、リンゴ狩りというのは駄目だなというふうにされていましたが、何か 問題とかそういうことはお聞きでしょうか。

議長(髙山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

同じような話は聞いたことがありますが、町が直接、そういう果物狩りの体験、農園ですね、というのはやっていなくて、受け入れていただいている農家さんについては、ほとんど、そういう観光農園としてやっているんではなくて、その中でもぎ取り体験を受け入れていらっしゃる方ですので、その辺が慣れていないというか、観光農園であればその辺しっかり、熟したものだけ取ってくださいとかいろいろ説明できるんでしょうけれども、やはりその辺は素人というか、またそれも、それはそれで受けるのではないかと思います。

また、課題としましては、なかなか農作業体験、これについては小・中・高校の、町内にお 泊りいただいた団体の学校のほうが申し込まれるわけですけれども、やはりそれを受け入れて くれる側の農家さんの確保というのが非常に年々大変になっているかと思います。渡辺正男議 員もこのグリーンツーリズムのほうの会員になっていただいて、その辺、手配の農家を一生懸 命集めていただいておりますが、その辺が課題かなと思っております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) いろいろな問題があると思うんですが、それをいかに克服していくかということは、町の農業と観光という意味合いでいくと大事なポイントになるのかなというふうに思います。

グリーンツーリズムの発祥のことを考えると、ヨーロッパで農家民宿、農家泊というところから始まったんですが、私が調べた限り、農家民泊は上条地区に1軒だけしかないんですが、 農家民泊としては町はどのくらい認識されているんですか。

議長(高山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

町のグリーンツーリズムなんですけれども、これ、発足当時から町の特徴としましては、一般のグリーンツーリズムというのは、農家での民泊をして、そこで農業・農作業体験とか農山村の生活の一部を体験するというのが、本来、一般的なグリーンツーリズムなんですが、町の場合は、町内には多くの宿泊施設がありますので、改めて農家での民泊というのをやってからグリーンツーリズムを始めようというものではなくて、町はもう既にある施設を利用していただく形というのが、ほかの自治体との大きな違いかなと思っております。

それで、民泊につきましては、今、上条にあるのは農家民宿という通常の旅館業、簡易宿所ですか、届出している宿泊施設でして、民泊と言われるのは、町内でたしか1軒か2軒が登録されているのみでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 「穂波街道」かな、ウェブ上ではうたっていますけれども、何か少ないというのはたしかあると思うんですね。その原因が何かというのをちょっと考えたときに、今もう課長のほうからその答えが出たような気がします。

やっぱり山ノ内としてグリーンツーリズムを考えていく上で、その方向性というのも今言われたと思うんですが、その辺についてちょっと考えてみたいと思いますが、グリーンツーリズムというのは、ヨーロッパでバカンスの時期に、郊外の自然豊かな都市で農村民泊をしながらのんびりと余暇を過ごすということから生まれたもので、日本ではそれが1993年から創設されて動きが始まったわけですが、ヨーロッパの形そのものが日本にはなじまないということで、いわゆる日本型グリーンツーリズムに移行して今いろいろな活動されています。

それがまたさらにいろいろ多様化して日本型ツーリズムとか、ツーリズムというと、エコツーリズムとかいろいろな言葉が入り込んで、どれがどうだかよく分からないというような状況になっていますが、日本型グリーンツーリズムについては、東洋大学の青木先生によれば次の6つに分かれています。

1つは、農家民泊や農家レストランということで、利益を追求するというよりは、農村の住

民の生きがいを追求する。あるいはワーキングホリデーをする、2つ目。3つ目は、ツーリズム大学、実践学習をする。4つ目は、教育型グリーンツーリズム。教育体験旅行あるいは修学旅行といったものを使って、農産漁村子ども交流プロジェクトを背景にして活動が行われている。5つ目は、資源活用型グリーンツーリズム。都市滞在型市民農園、ホテル、空き家、古民家などを活用してグリーンツーリズムを進める。6つ目は、人間福祉型のグリーンツーリズム。セラピーとか安らぎとか、癒やしやヘルスツーリズムといったものになっていくんですが、先ほど課長が言われたように、農業と観光が基幹産業の中で宿泊施設がたくさんあります。その辺を活用して、日本型グリーンツーリズムよりもう少し進んで、山ノ内型グリーンツーリズムを進める考えというのはおありでしょうか。

議長(髙山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

今ちょっと騒音で聞こえなかったんですけれども、山ノ内型ツーリズム、もう1回、すみません。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 日本型のグリーンツーリズムについてはこんな形があるよという話をしたんですが、先ほど課長のほうから、ある意味、答えが出ていたとは思うんですけれども、山ノ内には山ノ内らしいグリーンツーリズムがあっていいと思う。今現在のコロナ禍でとてもそんな状況ではないとは思うんですが、山ノ内はこんなふうにグリーンツーリズムを推進していくよという基本的な方針、考え方、そういったものを進めるお考えはありますかということです。

議長(高山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

町の特徴としましては、先ほど言いましたとおり、町内に泊まっていただいた小・中・高校、教育旅行ですとか林間学校で訪れた児童・生徒さんに農業体験をしてもらうというのが一番メインとなっておりますので、やはりその受入れに関しましては、そこで来ていただいたお子さん、子供が町内の農家さんと触れ合って、こういう農業体験をして、また来ていただけるそのきっかけづくりにも非常に有効であるかと思いますので、日本型の先ほど6つ言った中では4番目のタイプが町の特徴であるかと思っております。

以上です。

議長(高山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 今のその農業体験というようなことを主に進めていきたいということなんですが、それらを考えていく主体というのは観光商工の中にある、あるいは先ほどの協議会みたいなところで考えていく、どちらでしょうか。

議長(高山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) お答えいたします。

事務局自体は観光連盟内にございますので、観光連盟のほうが事務局となっています。また、

その中で体験受入れに関しましては、やはり農家との連携、また農作業というもので農業振興係、また、もぎ取り、果物狩りとか直売という部分では観光商工係という部分で役割を分けさせていただいて、それぞれで担当しております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 山本議員。

3番(山本岩雄君) 連盟というところとか観光商工あると思うんですが、ぜひ山ノ内型グリーンツーリズムはこういうんだというふうに力強く進めていくような動きをこれから考えていただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

先ほどやった報告書ですか、気になるところに付箋つけたらこんなにあるんです。これ全部 はとてもお伺いできないので幾つかに絞ってお伺いしたということになると思うんですが、本 当にいろいろなことにご尽力されているなというふうに思います。

今回の質問をさせていただいたことの全部をオーバーロールするキーワードを考えてみたら、 周知だと思います。いかにこれだけのものをやっているかということが町民にどれだけきちっ と伝わるか、町民がそういうことをやっているということを知っているという、そこが大事だ と思いますので、その辺をぜひ大事に考えていただくように検討していただくようにというこ とで、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長(髙山祐一君) 3番 山本岩雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩します。

(休憩)

(午後 零時05分)

(再 開)

(午後 1時10分)

議長(高山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(高山祐一君) 6番 布施谷裕泉君の質問を認めます。

6番 布施谷裕泉君、登壇。

(6番 布施谷裕泉君登壇)

6番(布施谷裕泉君) 緑水会、布施谷裕泉です。

暑かった夏が今は既に秋の気配を感じさせるような陽気になりつつありますが、今年も、暑い中、3小の5年生が「雪白舞」づくりに励んでくれました。あと3週間もすればまたコンバインの音が聞こえてきます。いよいよ収穫を迎えます。西小の場合、昨年から自然栽培に挑んでいますが、米づくりを卒業した6年生がすぐ隣の田んぼで、今年は有機の大豆づくりに挑戦しています。自分たちの有機大豆で豆腐づくりだそうです。またその隣では、遊休地の活用で、農林課での有機ニンジン、ホウレンソウの種まきが終わっています。ここについては後ほど触れさせていただきますが、その隣にも近隣有志のオーガニックファームが出現しています。

小学生が投げかけてくれた石がいろいろ波紋を広げ始めています。何ともうれしい限りですけれども、折に触れ、皆様には状況報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告書を読み上げ、質問に入らせていただきます。

大きな1番、健康長寿の郷土(まち)づくりに向けて。

- (1) 特定健診の現状と課題について。
- ①受診率は、また課題は。
- ②重症化防止には健診が不可欠とされているが、治療費との具体的な相関は。
- ③未受診者対策は。
 - (2) がん検診について。
- ①受診率は。また、直近の検診で要精密検査と診断された種別の件数は。
- ②受診率向上に向けた対策は。
- ③肺がん検診でオプションとして取り入れているらせんCTを64歳以下とした経緯は。 大きな2番、コロナ禍での避難対策について。
- (1) 災害発生時における自宅療養者、濃厚接触者への対応は。
- (2) 垂直避難等を含めた避難先の把握は。

大きな3番、多様な農業推進を方向性の一つに。

- (1) 前期基本計画に記す「環境にやさしい安全・安心な農業の推進」で支援体制は。
- (2) 農水省が旗を振る「みどりの食料システム戦略」とは何か。また、県で設置の有機農業推進プラットフォームの取組状況は。
 - (3) 持続可能な農業を踏まえ、給食野菜くずや食べ残し残渣の肥料化についての考えは。以上です。再質問につきましては質問席にて行わせていただきます。

議長(髙山祐一君) 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 布施谷裕泉議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の健康長寿の郷土(まち)づくりに向けての2点のご質問ですが、健康長寿は誰もが願うことであり、第6次山ノ内町総合計画では、「未来に羽ばたく 夢と希望のある健康な郷土(まち)」を将来像に掲げております。町では、各種健診事業や保健指導、健康教室などを行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めております。また、がん検診では、がんの早期発見や死亡率の減少効果など、胃の内視鏡検診を昨年度から導入し、検診内容の充実を図っております。

詳細につきましては健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、2点目のコロナ禍での避難対策について2点のご質問ですが、令和2年2月に県内初の新型コロナウイルス感染症陽性者が確認されて以来、新規陽性者の増加が続き、現在では、 変異株が猛威を振るう緊急的な状況となっております。こうした中、前線の影響等により全国 では豪雨災害が多発していることから、町では、避難を必要とする場所で自宅療養されている方には、立ち退き避難や屋内安全確保の判断を促し、感染予防に向けた適切な避難を行います。詳細につきましては危機管理課長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の多様な農業推進として、前期基本計画に示す「環境にやさしい安全・安心な 農業の推進」での支援体制ですが、町内の主要品目である果樹の栽培、病虫害防除等の面から も自然農法などの取組は大変難しい面がありますけれども、町としては減農薬を指導し、安 心・安全な果樹栽培を指導しています。

また、米生産者で組織された山ノ内米研究会では、県の環境にやさしい農産物認証を取得し、特別栽培による米の作付が進められております。今年度も、町内3か所の小学校の児童が、県の環境にやさしい農産物認証基準に準じて「雪白舞」の栽培にチャレンジしております。町として、減農薬栽培等に取り組みやすい米を中心に、JAや農家と今後も引き続き一緒に取り組んでまいります。

(2) の農水省が旗を振る「みどりの食料システム戦略」、また、県で設置の有機農業推進プラットフォームの取組ですが、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組とカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションを推進するため、今年の5月に、みどりの食料システム戦略を策定しました。

この戦略の目指す姿勢と取組方向ですが、2050年までに農林水産省の CO_2 のゼロミッション化の実現や、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大など、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発するとしております。

次に、県で設置の有機農業推進プラットフォームの取組状況ですが、県農業技術課に確認したところ、令和2年度については、有機農業の定着、推進に向け、有機農業推進プラットフォーム勉強会など6つの事業を行っております。令和3年5月末現在のプラットフォームへの登録者数は団体を含む514人が登録されており、県内では338人、業種別では農業者が153人などとなっているとのことでございます。

なお、みどりの食料システム戦略について、有機農業推進プラットフォームでの今後の対応などを確認しましたが、現在公表されている内容以外に新たな情報がなく、県として具体的にどんな施策を打ち立ててくるのか注視している状況であり、当町でも農業者に必要な情報提供を行ってまいります。

次に、(3)の持続可能な農業を踏まえ、給食野菜くずや食べ残し残渣の肥料化についてですが、町内小・中学校及び保育園では、町内の旬な食材を使用した給食を提供しております。 調理の過程で発生する野菜くずや食べ残し残渣の肥料化の小・中学校の関係では教育長から、保育園の関係では健康福祉課長から、それぞれ答弁させます。

以上でございます。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) 布施谷議員のご質問にお答えいたします。

1、健康長寿の郷土(まち)づくりに向けて、(1)特定健診の状況と課題についての①受診率は、また課題はについてですが、受診率はここ数年、50%前半で推移していましたが、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により健診を延期したり中止したりしたことにより、受診者が大きく減少しております。昨年の受診率は、まだ確定されておりませんが、50%を割る見込みでございます。

課題につきましては、国が示す目標受診率が60%ですので、受診率の伸び悩みが課題となっております。

②重症化予防には健診が不可欠とされているが、治療費との具体的な相関はについてですが、 健診受診の有無と生活習慣病の治療費で見ますと、1か月当たりの医療費の平均は、健診受診 者が3,335円に対し未受診者は3万6,633円となっております。健診を受診している人は、治療 中の疾患の重症化予防やその他の疾患予防にもつながり、医療費が安く済んでいる状況だと推 測されます。

③未受診者対策はについてですが、個別通知や電話等での勧奨のほか、未受診者の6割が医療機関へ通院中のため、生活習慣病で医療機関へ通院している方へ、診療情報提供書の提出依頼に特に力を入れております。その他、事業所健診を受診されている方へ健診結果の提出依頼等を行っておりますが、今年度、新たに国民健康保険団体連合会の事業を活用し、在宅保健師による受診勧奨を行っております。

(2) がん検診についての①受診率は、また、直近の検診での要精密検査と診断された種別の件数はについてですが、当町では、がん検診の対象年齢を、国の基準を拡大し19歳以上として実施しております。人間ドックや職場での受診者の把握ができませんので、町の集団検診申込者に対しての受診率としましては、がん検診42.7%、大腸がん検診56.5%、結核・肺がん検診64.4%、子宮がん検診52.7%、乳がん検診66.1%です。要精密検査の件数は、胃がん検診54件、大腸がん検診50件、結核・肺がん検診15件、子宮がん検診22件、乳がん検診19件です。

②受診率向上に向けた対策はについてですが、未受診者へ個別通知や、公共施設のトイレに 検診についてのポスターの掲示及び大腸がん検診PR用のトイレットペーパーを置き、PRを 行いました。また、春に行うがん検診については、秋に未受診者用の検診日を設けております。

③肺がん検診でオプションとして取り入れているらせんCTを64歳以下とした経緯はにつきましては、65歳以上の方は、感染症予防法において、結核検診として毎年、胸部エックス線検査を行うことが義務化されております。エックス線検査は、肺がん検診のエックス線検査の内容と同じであり、検診も一緒にやっていることや、働き盛り世代のがんの早期発見のため、検診対象者を40歳から64歳としております。先行して低線量CT検査を実施している近隣の市町村も対象年齢については同様となっております。

続きまして、大きな3番の(3)給食野菜くずや食べ残し残渣の肥料化についての考えはの質問でございますが、保育園では原則、給食材料をその日に必要な分だけを仕入れておりまし

て、それに伴い調理くずは僅かな量しか発生しておらず、可燃ごみで処理しております。また、 食べ残しについてですが、園児及び職員で食べ切っているため、ほとんど残ることはございま せん。

以上でございます。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) 布施谷裕泉議員のご質問にお答えいたします。

大きな2番のコロナ禍での避難対策について、(1)災害発生時における自宅療養者、濃厚接触者への対応はとのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者並びに濃厚接触者に関する具体的な個人情報は全て長野県により管理されており、市町村では知り得ない情報として扱われております。今後は、県と情報を共有し、日頃から住民の皆様には、自らがいる場所の災害リスクを把握いただき、適切な避難行動を進めてまいります。

また、町では現在、感染予防対策用品の備蓄を進め、避難所環境向上に努めており、避難先の確保と避難所運営には個人情報保護の配慮に努めてまいります。

次に、(2)垂直避難等を含めた避難先の把握はとのご質問ですが、先般、災害対策基本法の一部改正により、災害時に助けを必要とする障害者や高齢者など、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が自治体の努力義務化されました。当町では、本年度、個別避難計画の策定に取り組む予定であり、この計画の対象者については、関係者の協力の下に避難先の把握は可能と考えますが、これらの方以外の方々は、必ずしも開設した避難所へ避難するとは限らないことから、現状では避難先の把握は難しいと考えております。

今後、各自治会や自主防災組織を中心に地区防災計画の策定を推進していく中で、地域コミュニティーの活動による避難先の把握についても研究してまいります。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

以上です。

硪女(向山竹一石) 未早教月文。

3の(3) 持続可能な農業を踏まえ給食野菜くずや食べ残し残渣の肥料化についてですが、 給食センターの調理で発生する野菜くずや食べ残しの状況は、調理の過程では野菜くずが大半 であり、葉物やニンジンの皮など動物が食べられる部分は西小学校の羊の餌として利用し、そ れ以外はごみとして廃棄しております。食べ残しについては、1年間の平均で1日に6キログ ラムほど廃棄処分しております。

教育長(柴草 隆君) 布施谷裕泉議員のご質問にお答えいたします。

給食は、児童・生徒の成長に必要な量を計算し、健康面等を考慮し提供しており、栄養教諭や学校と協力の下、食育を推進し、肥料化よりまずは食べ残しを減らしたいと考えております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) それでは、順番に沿って再質問をさせていただきたいと思います。 特定健診ですけれども、まず、令和2年度の保険者努力支援交付額、これが850万円ほどあ るわけですけれども、昨年は800万円ということでした。この数字につきましてどのように評価されているかまずお聞かせください。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

国民健康保険の保険者努力支援の評価というお尋ねでよろしかったでしょうか。

この件につきましては、国等の予算もございますので、細かな評価ポイントについては毎年変わるわけでありますが、増えたことについては、多少努力が評価されたのかなというふうには思ってございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 個人的にもそれなりきの努力をされているというふうに思います。この 保険者努力支援も、要はいかに重症化を防ぎ、医療費の抑制につなぐかということになります けれども、受診率につきましては、先ほど答弁いただきましたように当町では50%前半と。国 保の目標率、これが60%というふうにさっき答弁がありました。当然のことながら、受診率の 向上も医療費の抑制に深く関わるとのことですけれども、先ほど未受診者との比較、約10倍ほ どの医療費というふうなことも説明がございました。

ポイントは未受診者対策だというふうに言われています。この未受診者の中には治療中というものも含まれますけれども、問題は健診を受けない、治療もしない、実態が把握できていないと、こういった場合、先ほど説明がございましたけれども、受診勧奨は個別も含め厚く取り組んでいただいているというふうに私も思います。説明もございました。そこら辺はよく理解していますけれども、この受診しない理由としてはどのように捉えておられますでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

受診されないという方の多くの理由につきましては、自分が今、病気で医療機関にかかっているということだから、お医者さんに毎月行っているので心配ないというようなことで、総合的な健診を受けていないということになりますが、生活習慣病等でかかっている場合には、こういった検査項目の中で多くの場合、特定健診と重複するものがございますので、情報提供書の提出について医療機関にお願いしているところですが、ここのところで協力いただけない医療機関もございまして、伸び悩んでいるというようなことも理由の一つにあるかと思います。以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 国保だけでなくていろいろな保険者がいますので、それについて、なるべく情報提供を呼びかけることは非常に大事なことだと思います。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次に、勧奨につきましては、これは当然、行政としての仕事というふうになりますけれども、

あわせて、例えば地区区長会とか行政からの要請に合わせて地元からの受診に対する、健康に 対する気持ちを高めるためにも、地区区長会等への協力要請というふうなことも一つの選択肢 ではあろうかと思いますけれども、そういったことは検討された経緯はございますでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

地元区長様のほうにつきましては、会場を借用するとか、そういったところで健診には毎度 ご協力いただいて大変感謝しているところでございます。また、地区から選出していただいて おります保健補導員の皆様、こういった方々が地域の中にはいらっしゃいますので、補導員会 のほうを中心に地域の皆様の健康のこういったものを広めていく、こういった活動も実際のと ころ補導員さんには担っていただいております。

こういう中から地区の役員さん方にも広まっていくものというふうに思っておりますけれども、特定健診の始まる際、これは平成20年から医療制度改革が始まったところから特定健診、保健指導というものが始まったわけですけれども、この健診の始まる段階においては、各地区に赴きまして協力の要請をしたというふうに伺っております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 実際、保健補導員さんもこのことについては結構発信をされているとは 理解しています。しかし、そういう方向に合わせてあの手この手で健康に対する意識を高めて いくということは、これは町にとっても当然、医療費とも絡んでくることでありますので、こ れからますますの高齢化、そして医療費の抑制というふうなことのためにいろいろな手で進め ていただければというふうに思います。

次に、1につきまして先ほどご答弁いただいておりますので、同じカテゴリーでありますので、がん検診のほうの③肺がん検診のほうからお願いしたいと思います。

改めてこれは申し上げることもないわけですけれども、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は男女とも二人に一人、50%というようなことでありまして、うち、肺がんでの死亡率、これは男女合わせて第1位となっております。さらに、年々増加傾向にあるわけであります。であるからこそ、早期発見・早期治療が重要視されているわけですけれども、そのために肺がん検診には、胸部エックス線に加えまして、らせんCTを実施する自治体が増えてきております。

平成29年度、日本肺癌学会で発表された資料によりますと、集団検診または個別検診で胸部 CTを実施したのは全国1,772、これは平成29年度が1,772で、22ですね、今18だと思いますけれども、市区町村のうち235自治体、率は13.6%ということです。長野県では61自治体、何と81.3%ということです。当町は、平成28年度からCTを取り入れているというふうに認識しておりますけれども、当然、当町もここの中に含まれているというふうに思います。そして、実は長野県の肺がんでの死亡率、これは全国で断トツに低い数字が出ております。これは、らせ

んCTの取組によるところが大きな要因ではないかと、これは専門家の分析であります。 改めてお聞かせいただきたいと思うんですけれども、先ほど64歳までとした理由をお聞きしていますけれども、改めて、町が検診に胸部CTを加えた理由をお聞かせください。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

こちらの取り入れた理由につきましては、やはりエックス線だけよりも初期のがんが見つかるケースがあるということで導入をいたしたというふうに理解しております。 以上です。

議長(高山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 近隣の厚生連、総合病院の肺がん検診の周知を図るチラシには、胸部エックス線検査は、結核の発見を主とした検査で、肺がん検診を目的にしたものではないとの記載があります。積極的にCT検診を進めているわけです。ところが、町の伝言板等で受診を勧める表記には、肺がん・胸部CT検診を実施しますというふうに両建てになっているわけです。それで、そこには65歳以上は対象ではありませんとも書いてあるわけです。この表記自体は間違いではないんですね。先ほど答弁がございましたように、国の指針に基づいた表記になるとこういうふうになるんですけれども、ただ、これだけですと町民に、肺がん検診として胸部エックス線を毎年受けているから、だから大丈夫と。65歳以上はCTがないわけです。必要ないというふうに、大丈夫だという概念を持たれかねないというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうに理解されていますでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

特段の大きな意味はございません。75歳以上については毎年受けていただくというようなことでありますので、主としてはそういった形、また、先ほども触れましたけれども、働き盛りの方は、早期にがんを発見していただくためにより精密な検査が有効ではないかということもありますので、できるだけ若い方には勧めているという単純な思いでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) ただいまの答弁、働き盛りを優先すると、これはもうよく分かります。 しかしながら、先ほど答弁がございましたように、実際、胸部エックス線検査では、発見され る肺がんのうち早期がんは20%程度で、80%は見逃されているということなんです。非常に分 かりにくい、発見されにくいということであります。その理由としまして、当然お分かりにな るでしょうけれども、肺の一部が心臓、肝臓、骨等と重なるというふうなことも含めてなかな か発見されにくいという実情があります。

そしてもう一つ、先ほど働き盛りというふうに言われましたけれども、これは否定するつもりはありません。ただ、年齢との相関で見ますと、男女とも60歳前後で急激な増加に転じてい

ます。非常に急激な傾斜をもって60歳から転じているわけです、特に男性はですね。女性の場合は、70過ぎぐらいでちょっと穏やかになっていますけれども、男性の場合は80過ぎまでそのままずっと行っちゃいます。そういう状況があるわけですけれども、そういったことを鑑みると、先ほどの答弁の働き盛りというのも分かりますけれども、64歳でのCT検診打切りは的を射ていないというふうに私は思います。せめて後期に入る75歳ぐらいまでは選択できる状況をぜひつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

財政状況の負担の関係もございますので、十分研究したいと思っております。 以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) ぜひお願いしたいと思うんですけれども、併せてちょっと話をさせてください。

各自治体においても対応は微妙に違っています。CTを実施している中でも、例えば辰野町や野沢温泉のように対象者を40歳以上だけとしているとか、飯田市は40歳から74歳と、これは偶数年齢、2年に1回というようなことにして40歳から74歳までとしています。上田市は50歳から75歳と、それぞれまちまちなんですね。胸部エックス線で見つかったときには手遅れになる確率が高いというふうに言われますけれども、隔年でもやむを得ないと思うので、ぜひCT検診の間口を広げていただきたいと切に思うわけですが、これについては町長のご答弁をいただきたいと思います。

議長(髙山祐一君) 竹節町長。

町長(竹節義孝君) 第6次総合計画の基本目標に掲げてあるとおり、町は健康長寿の郷土(まち)を目指していきますので、これからその計画に沿いながら実施計画、そして予算、そういった中で、関係者と十分協議した中で方向を定めていきたいと思っています。

以上です

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 2番にいかせていただきます。

災害時の避難場所等につきましては6月議会でお聞かせいただきました。今回、続きで焦点を絞ってお聞かせいただきたいと思うんですけれども、まず、個別のコロナの感染者情報、これは、先ほど説明がございましたように、県で発表される以上の説明は町も受けていないという説明がございました。これは非常時にも同じ対応というふうに考えてよろしいんでしょうか。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

非常時に際しましては、8月の終わりに県のほうから新しい通知が参っております。内容につきましては、今回、災害等に当たり避難が必要となっている場所に自宅療養者がいる場合、

当時、県内でもこの北信管内でも、陽性者、自宅療養者が増えている状況もありまして、症状がある場合には入院、あるいは軽い場合には宿泊療養施設、こちらに入所しているわけなんですけれども、ご自宅にいらっしゃる場合、避難をしなければならない。そういうときには保健所が基本的には対応することがまず前提であると。

しかしながら、宿泊療養施設等が満杯あるいは健康状況によりそこに移送できない場合、こういった場合に限っては、各市町村の設置する避難所に避難をすることになりますということで、自宅療養者につきましては、陽性であります。いわゆる新型コロナの患者でありますので、ほかの方とは別のスペースが必要になるということで、あらかじめそういった場合に備えて市町村は避難所の準備をしておいてほしいというような内容が通知の概要でございます。

それに従いまして、まず自宅療養者がいらっしゃるのかどうか、こういった情報を県のほうから市町村に情報提供をするので、各市町村は対応をしてほしいというような内容になっております。それを受けまして、町とすれば、ほかの方と別室あるいは別棟、こういったものを検討していかなければいけないなというふうに感じております。

以上です

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 一義的には保健所であるようですけれども、自宅にいらっしゃる要援護者も、先に手を挙げて要支援者に名前を挙げてもらっている要保護の皆さんに対しては、当然、地元の自主防災でも対象ということで、あらかじめそういう準備をしているはずであります。ですから、今、課長がご答弁いただいたように、その辺の情報は、最初のほうは情報を出さないけれども市町村でその準備をしろと、非常にこれは難しい話だと思うんですけれども、しっかりその辺は情報を基にした、自主防災におきましてもしっかりとその辺のことは対応できるような、県・国もこういう緊急事態でマニュアルというものが完全なものになり切れていないのではないかなというふうに想定はされるわけですけれども、ぜひその辺は実際の市町村、現場に立つのは市町村ですから、その辺につきましてはすり合わせをしっかりしていただきたいと、自主防災も含めて打合せをぜひお願いしたいと思います。

避難先の確保ですけれども、先ほどありました。この把握に例えば避難者カード、これは事前に作っておくというのも一手かなというふうに、こういう事例もありますので、こういうことは検討された経緯はございますでしょうか。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) お答えします。

すみません、確認なんですが、避難者カードを事前に作成するというのは、一般的な避難者 カードか、コロナの自宅療養者に限ってのことなのか、確認させてください。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) これは、一般的な避難者カードという意味で捉えていただきたいと思います。

議長(髙山祐一君) 危機管理課長。

危機管理課長(町田昭彦君) 申し訳ありません。ありがとうございます。

避難者カードにつきましては、避難所に避難された方の状況を確認するために作成するものというふうに理解しております。事前に作成しておいて持参いただくということも一案であろうかと思いますけれども、災害の状況、あるいは避難の必要な度合、あるいは記載した時点から状況が変化した状況、そういったこと等々あることも考えますので、町としては、事前に書いておいてくださいという姿勢は今のところ考えておりません。避難所に避難された場合にご記入くださいということで想定しております。

以上でございます。

議長(高山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 実際、事があったときに避難所に避難しながら名前を書いて、どういうことでというふうなことがなかなか難しい場面も想定されますので、事前の記入というのも一つの選択肢として考えていただければというように思います。

多様な農業でございますけれども、先ほど町長からいろいろとご答弁いただきました。 1 点だけ町長に感想を含めてお聞きさせていただきたいと思いますけれども、先ほど最初に登壇して申し上げた中に、須賀川の遊休地で、職員によりまして実はニンジンとホウレンソウの作付がなされているという話をさせてもらいました。この作付に至った経緯とか何を目指していくか、これは次回に回すことにいたしまして、この場所は、西小学校5年生の自然栽培での「雪白舞」づくりの圃場のすぐ横にあるわけですけれども、少なくとも行政が観光業栽培ではない方法で取り組むのは、多分、初めてのことではないかと思うんです。町内の環境に配慮した農業に取り組む農業従事者だけではなくて、健康と食に関心を持つ町民にとって、ある種、大きな励みになると思うんですけれども、ぜひこのことは町として私は発信していただきたいと思います。

議長(髙山祐一君) 竹節町長。

町長(竹節義孝君) 人間、生きていくのには食が基本であります。そういった中で、やはり農薬を過多に使った栽培というのは町としてもできるだけ減らしていこうと。また、今、経済連あるいは農協でも減農薬栽培、有機栽培を推奨しております。そういったところで、ある意味でモデル的なケースになるのかなということでございますので、またそういったことについては参加を通しながら、広報、そういったことを含めてPRしたり、また、そこで採れた野菜についても、給食で使えばいいのか文化センターのところでそういった試食会で使えばいいのか分かりませんけれども、そういうようないろいろなことも考えながら、進めていただいているというのはやはりモデルケースになると思いますので、PRについては町のほうでもさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(高山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) 長野県有機農業プラットフォームですけれども、先ほど初めに町長から 取組状況について説明をいただきました。この3月まで県に在職されました増田副町長がいら っしゃいますので、この開設の趣旨等につきまして、概略でも結構ですので説明いただければ というように思います。よろしくお願いします。

議長(髙山祐一君) 増田副町長。

副町長(増田隆志君) 県で設置した有機農業推進プラットフォームの趣旨等についてということですので、私の承知するところでお話しさせていただきますと、議員ご指摘のとおり、有機農業については、環境への負荷が低くて環境に優しい、消費者の関心も高まってきているということで、持続可能な農業を担う重要な要素というふうに県も捉えておりました。一方で、技術面、流通販売面に課題も多いと。

そんなことから、2018年に3つのテーマ、技術向上等を通じた生産の拡大、それから、農業者と消費者のネットワークの構築、それからもう一つが、有機農業に対する社会も含めた理解の促進、この3つを柱とした第3期長野県有機農業推進計画を策定したところでございます。

この一環といたしまして、この有機農業ですとか有機農産物に関心のある生産者、それから 消費者、流通業者など様々な立場の皆様方が集って、情報公開や情報の共有を行う場としての 有機農業推進プラットフォームを設立したというものでございます。議員ご案内のとおり、生 産技術あるいは収穫の情報や販売情報、あるいは優れた事例など意見交換をして課題や悩みの 解決に結びつけたい、それをもって栽培技術の向上、安定生産とともに需要の拡大につなげて いこうというものでございます。

先ほど町長の答弁にもございましたように、みどりの食料システム戦略を打ち出されましたけれども、現時点では、県の担当としましては、方向性も一致しているもので、新しい情報も含めてこの農業推進プラットフォームで意見交換等を続けていきたいというふうに聞いているところでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 布施谷議員。

6番(布施谷裕泉君) ありがとうございました。

先ほどの食料残渣と、給食残渣ということですけれども、非常に量が少ないというお話もございました。しかしながら、将来的に環境に配慮したまちづくりの一つのシンボルとして、焼却ごみから活用へと一つの試金石として、ぜひ症例で検討していただければと思います。

ちょっと持続可能な農業ということでまとめてみました。行政主導による有機農業のまちづくりで知られているのが、ユネスコエコパーク推進仲間の宮崎県綾町です。日本で最初の有機 農業条例制定の町でもあります。今にして有機の町ブランドで高い売上げを誇っていますが、 もともとは、自分の家で食べることを前提とした健康野菜づくり「一坪菜園運動」から始まっ たということであります。

有機栽培推進に関しましては、もちろん、生産者や消費者の意向は欠かすことのできない要

素ではあると思います。しかし、この推進に際しては、自治体トップの考え方によるところが大であることも現実としてあります。町長がよく使われるキーワード「だから旨い!清流育ち。」、町の農産物を端的に表したすばらしい表現だと思います。うまいを評価されている今だからこそ、またその持続のためにこそ、環境に優しい農業をブランドに織り込む必要があると思います。50年先まで持続できる農業に向けての挑戦の種を今まいていただきたいと切に思います。町長の答弁をお聞きして、質問を終わらせていただきます。

議長(髙山祐一君) 竹節町長。

町長(竹節義孝君) 第6次総合計画を基本にしながら、やはり山ノ内町の観光でも農業でもそうなんですけれども、ユネスコエコパークというのは大きな売りのものだというふうに思っております。そんな町で、豊かな自然を生かしながらいろいろな形でのPRをしていくと同時に、そこに生産される農産物あるいは観光資源、こういったものをできるだけ大切にしながら、この町の観光振興、農業振興に精いっぱい努めてまいりたいなと思っております。

これからもいろいろな知恵やアイデアを生かしながら、みんなで、行政だけが前のめりするんではなくて、やっぱり生産者、観光業者、いろいろな皆さんが協力しながらそういったものを進めることによって、二歩も三歩も前進するのではないかと思っておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 6番 布施谷裕泉君の質問を終わります。

ここで議場整理のため午後2時10分まで休憩します。

(休憩)

(午後 2時02分)

(五 即) (左然 0時10八)

(再 開)

(午後 2時10分)

議長(髙山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(髙山祐一君) 8番 渡辺正男君の質問を認めます。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男でございます。

今議会最後の一般質問ということでトリを務めさせていただきます。私はとり年生まれですので、なぜトリと言うかというと、後ろがいぬ年だということで後ろは誰もいない、いぬということでトリというふうになっているそうです。それで、私はとり年なのでちょうどいいのかなというふうに思います。しっかり最後まで務めさせていただきたいと思います。

それで、東京オリンピック2020、それからパラリンピック、終わってしまいました。今回ぐらい、うちで、テレビでこんなに観戦させていただいたオリンピックというのは初めてかなというぐらい見ました。それで、いろいろな感動や勇気やいただきました。大会の運営方法や開

催の是非とかいろいろ言いたいこともあるんですが、いずれにしても、スポーツのすばらしさ というのを改めて再認識させていただいたというふうに思います。

ただ、残念なことに、卓球等も大変人気があったんですが、肝心な私ども、地元で卓球の練習が今できずにいます。非常事態宣言の中で、週3回やっていた練習なんですが、全くできずにいるということで、スポーツは観戦することしかちょっと今できていませんけれども、しっかりと今回のスポーツの力というのをまた認識しながら、今後のスポーツ活動を続けていければというふうに思っております。そんなことを申し上げまして、通告に従い質問を行います。

- 1番、国民健康保険特別会計の現状と今後の見通しは。
- (1) 保険給付費の推移は。
- (2) 令和2年の1人当たり総所得額は。
- (3) 1人当たりの医療費と県下順位は。
- (4) 1人当たりの保険税額と県下順位は。
- (5) 今後の県納付金の試算は。
- (6) 基金の活用で負担軽減の考えは。
- 2番、小・中学校の教育環境の向上にどう取り組むか。
- (1) 通学路の安全をどう守っていくか。
- ①危険箇所の調査はどう行われているか。
- ②交通安全看板等設置に補助はできないか。
- (2) スポーツ活動をどう支援していくか。
- ①総合型地域スポーツクラブの設立の狙いは。
- ②社会体育との連携をどう進めるか。
- (3) 小学校の適正規模及び適正配置に係る基本方針(案)への町民の反応は。

以上であります。再質問については質問席で行わせていただきます。

議長(髙山祐一君) 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 渡辺正男議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の国民健康保険特別会計の現状と今後の見通しについて6点のご質問ですが、 平成30年度から、県も国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を行っ ております。長野県国民健康保険運営方針の見直しがあり、令和3年度から3年間の方針が示 されましたので、この運営方針に基づいて、これから県から示される納付金や標準保険料率を 基に当町の保険税率を検討していくことになります。

詳細につきましては、(2)と(4)は税務課長から、ほかは健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、2点目の小・中学校の教育環境の向上にどう取り組むかについて3点のご質問ですが、

教育環境の向上については、個々の問題を十分検討しながら進める必要があると捉えております。

詳細につきましては教育長からご答弁申し上げます。

以上でございます。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

- 1の(1)保険給付費の推移はとのご質問ですが、令和2年度におきましては、緊急事態宣言が発出され、医療機関での診療制限や新型コロナウイルス感染症のリスクを考え、受診を自ら控えている状況もあるようでしたので、令和2年度は元年度に比べ、保険給付費は9,731万3,000円、8.76%減少いたしました。その後は医療機関への受診も戻ってきていることもあり、令和3年3月から6月までの給付状況では、前年同時期と比較しますと費用額の合計では105.4%となっており、医療費が伸びていることから、保険給付費は令和2年度よりは増加すると考えております。
- 次に、(3) 1人当たりの医療費と県下順位はとのご質問ですが、県が公表している最新の ものとして、令和元年度実績では34万4,381円で、高いほうから50位となっております。
- 次に、(5) 今後の県納付金の試算はのご質問ですが、これから県において試算をするため まだ示されておりません。
- 次に、(6)基金の活用で負担軽減の考えはとのご質問ですが、令和3年度は、国保税率を 改正せず不足する部分を基金で対応することや、保健事業費等に関わる分についても基金で対 応することで、負担軽減になっているものと考えております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 税務課長。

税務課長(常田和男君) 渡辺正男議員のご質問にお答えいたします。

- 1の(2)令和2年の1人当たりの総所得額はについてですが、今年度当初調定時の総所得金額の合計を被保険者総数で割った金額は94万1,422円となります。
- 次に、(4) 1人当たりの保険税額と県下順位はでございますが、県が公表している令和元 年度実績では10万5,635円で、高いほうから13位となっております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) 渡辺正男議員のご質問にお答えいたします。

2の小・中学校の教育環境の向上にどう取り組むか、(1)通学路の安全をどう守っていくかの①危険箇所の調査はどう行われているかについてですが、各学校から危険箇所を挙げていただき、教育委員会で選定し合同点検を実施しております。点検内容については西議員にお答えしたとおりでございます。

次に、②交通安全看板等設置に補助はできないかのご質問ですが、昨年度と今年度に、地元

や学校を通し注意喚起の看板設置の要望があり、北部地区に教育委員会で看板を設置いたしま した。看板設置等の補助については、現在のところ教育委員会への問合せ等はありませんが、 今後、そのような要望がありましたら検討していきたいと思います。

次に、(2) スポーツ活動をどう支援していくかの①総合型地域スポーツクラブの設立の狙いはとのご質問ですが、まず、設立に関しては地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを目指すもので、設立に当たっては、活動拠点となるスポーツ施設を持ち、いつでも、誰でも、どこでも、いつまでもというような多様性が必要です。子供からお年寄りまでの町民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しめるような場所を提供し、町は、その体制、環境づくりを含め設立支援をしていきたいと考えております。

過去にも総合型地域スポーツクラブの設立については様々な議論がされてきており、この間、 近隣市町村への視察や県から講師を迎えての研修会、県主催の会議に参加するなど情報収集を 行う中で、町の実績に合った総合型地域スポーツクラブの設立に向けて関係者とともに研究を 進めてきました。

なお、第6次総合計画前期基本計画では、令和7年までに総合型地域スポーツクラブを1クラブ設立支援することが目標値に掲げられております。また、小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針(案)では、令和8年度を目途に小学校の統廃合が検討されていることから、空き小学校の利活用も踏まえ、設立に向けての一つのタイミングであると考えております。

このことから、教育委員会では、地域おこし協力隊制度を活用し、総合型地域スポーツクラブの設立のみならず、中学校部活動の地域主体の活動への移行等、スポーツ環境をコーディネートする地域おこし協力隊員を募集し、10月から着任の予定です。この地域おこし協力隊員を活用し現在ある地域の課題を洗い出し、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立支援に向けて検討してまいりたいと考えております。

②の社会教育との連携をどう進めるかとのご質問についても、総合型地域スポーツクラブの 設立や中学校部活動の地域主体の活動への移行は、社会体育とは切り離せない喫緊の課題でも ありますので、スポーツ推進委員や体育協会所属の団体等とも協議、連携し進めていきたいと 考えております。

次に、(3) 小学校の適正規模及び適正配置に係る基本方針(案) への町民の反応はのご質問ですが、白鳥議員の質問で答弁しましたとおり、保育園、保護者へのアンケート結果においては、小学校統合には賛成意見がほとんどでありました。これから実施する懇談会等で活用させていただくために意見や要望等もアンケートに記載していただきましたので、これらのことも含めて懇談会等で説明を行い、さらに意見、要望を踏まえて検討していきたいと思います。以上です。

議長(高山祐一君) 渡辺議員。

8番 (渡辺正男君) それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず最初に、国保の運営協議会なんですが、第1回が8月24日に開催されたようであります

が、今回、運営協議会の開催は、開催しますというのをホームページで私はちょっと見かけなくて、毎回、傍聴させていただいているんですが、今回できなかったんですが、今回、周知についてはどういうふうにされたんでしょうか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

広報伝言板と町のホームページ、それぞれ審議会の情報として広報したと記憶してございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 正確なのかな。今、審議会の情報というのはトップの画面に載りますか。 私は審議会の中身を見るときに、必ず窓のところで検索をかけないと審議会の情報というのは 見れなくなっているんですが、その辺どうですか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

町のトップページのところにどういうふうに出るかというのはちょっと私は承知していないんですが、確かに、私の記憶では載せたつもりではいました。ただ、審議会の開催日程が随分早くに決まっておりましたので、伝言板にも載せたということで記憶してございます。以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) ホームページに以前は審議会の情報というのはクリックしてすぐ入れるところがあったと思うんですが、今それがなくて、新しい新着情報とかそういうところに一切載ってこなくて、審議会の開催状況というのを検索しないと出てこなくなっているので、その辺また改善をしていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほどありましたけれども、保険給付費の最近の動きですが、昨年が8.76%減で、 今年6月までが若干伸びているということですが、コロナ前まで回復したというふうに見てよ ろしいんですか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

コロナの前の金額と今年の金額の比較はちょっと出しようもないんですけれども、今持っている資料の中でいけば、元年度の実績には近づくのかなというふうには思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) それは総額のほうですか、1人当たりのほう、どっちのパーセントでしょうか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

総額のほうで見ております。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番 (渡辺正男君) 1人当たりのほうはどのぐらい伸びているんですか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) すみません、1人当たりの費用額につきましては、診療総額で 110%、正確に言うと110.3%増加してございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 分かりました。

それで、先ほどの1人当たりの医療費、県下順位、それから保険税額ですが、やはりずっとこのところ変わらず、医療費は50位、保険税が13位ということでずっと来ていると思うんです。それで、今回、決算書も見させていただきますと基金も減ったように一見見えるんですが、繰越金が1,890万円も増えているということで、実際には基金は減っていないというふうに私は見たんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

数字上ではそのような形になろうかと思いますけれども、実態は、昨年かなり多くの国費をいただいておりまして、その分が全て繰越金で残してあるということでありますので、この繰越金は全て国等へ返還するというふうな算段でありますので、とんとんかなというようなところで、あまり多くの金額が積み上がったという実感はございません。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

以上です。

8番(渡辺正男君) 2,000万程度の返還金というのは、この令和3年度の補正予算にもありましたかね。あるとは承知しているんですが、実際の県の納付金をどう試算するかという先ほどの質問に対して、まだはっきり出ていないということだったんですが、私は、県納付金を見て、

その中から翌年度の保険税を試算する中で2つ提案をしたいと思うんです。

今までは、特に令和2年度の当初予算では、県の納付金というのは県下で示された一応仮定の数字ですけれども、それに対して動くかもしれないということで2%増しで計算する。それから2点目は、令和2年度は予定収納率を94.6%で計算されました。この2点を見直ししていただきたいというふうに思うのですが、なぜかといいますと、決算を見ますと、実際には県への納付金は2%増しで4億3,342万円、当初見ましたが、決算では4億2,139万円ということで、1,200万円ほど少なくなっているんですよね。だから、2%多めに見るということ自体に根拠がないように私は思えます。ですから、ここは2%増しで見るというのはやめていただきたいというふうに思います。まず1つ目ですが、それについてどうお考えでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

この制度が始まったのが平成30年からというようなこともございまして、まだ納付金の金額の部分が、県から仮で出される部分と、実際、町で予算化する部分での内容で、最終的に確定値になるには、前々年度のときにはそのぐらいのぶれがあったというようなことがございましたので、今回も前例に倣って2%程度見ていたということでありますが、実際、県から来た確定値を見るとそこまではいかなかったというような部分でありますので、この辺についてはもう少し研究してみたいなというふうには感じております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番 (渡辺正男君) 私の計算では平成30年度から始まって、これ2%増しで見て、実際に増えたという例はあまりなかったように思います。県のほうでも無責任に概算という数字を出すわけじゃなくて、市町村が足りなくなったら困るということでいえば、そもそも少なめに出してくるということはないと思うんですよね。ですから、この2%増しというのはそのまま被保険者に負担が上乗せになっているわけで、これはぜひとも見直ししていただきたいなというふうに思います。

それで2点目ですけれども、予定収納率が94.6%といいますが、県の方針、国全体ですかね、これは人口の違いによって段階的にしてあるんですが、計算するときは山ノ内の場合は1万人からちょっと上ということで、推奨値というのは98%というふうに私は認識しているんですが、いかがですか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

県のほうの方針でまいりますと、私どもの人口比でまいりますと97というふうなことで出されております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 分かりました。その97%が推奨値ですよね。実際には町の場合は収納率をかなり低く見て、3年間の平均ぐらいを取って、それよりも0.2ぐらい高い94.6というふうに計算しましたけれども、実際、令和2年度の収納率は現年分で何%だったでしょうか。

議長(髙山祐一君) 税務課長。

税務課長(常田和男君) お答えします。

令和2年度の収納率で95.7%でございます。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) ここでも計算上の被保険者の負担が重くなっているんですね。令和2年度 の保険税試算のときは、県からの納付金が対前年で8,000万円以上、下がったんですよね。そ の下がった分を保険税の値下げという形でしましたけれども、その分からまたさらに基金を取り崩してという形で計算したと思うんですが、結果的には、納付金が減った分だけしか負担軽減になっていなかったというふうに私は読んだんですが、その辺の評価はどうでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

私どもは、今言った数字は、予算で置く部分と決算でこうなった部分と、その部分について は少し乖離が生じているというのは目測が若干ぶれているというようなことでありますが、健 全な財政を維持する程度のぶれだったというふうな認識でおります。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 若干のぶれというのはあってしかるべきですが、納税者といいますか、被保険者の皆さんの負担が重くなるんだということをもっとしっかり考えていただきながら試算というものはやっていただきたいと思いますし、予定収納率を低く見る、このやり方というのは見直すべきだと私は思いますけれども、この辺はいかがですか、見直す気はないですか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

こちらの収納率につきましては、過去3年の中身を見て、税務課等とも相談しながら決めた数字が昨年の数字でございます。実際、今年度の決算になりますとそこは約1ポイントずれがあったというようなことでありますので、またその予測数値も含めて、収納環境、そういったものを税務課のほうともよく相談しながら決めてみたいというふうに思っております。以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 現状ですが、令和2年度末の基金残高を被保険者数で割ると1人当たり幾 らの基金になるでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

年度末基金残高が2億4,590万円ほどです。それで、年度末の被保険者数でありますが、こちらのほうは平均で3,591人でございますので、1人当たり6万8,000円ほどということであります。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 私も計算してみましたけれども、考え方はいろいろで、繰越しも含めて考えると、どうせ国に返してしまうものだといえばそれまでなんですが、もともと今までもそういうものは見込んできっと繰越ししていたと思うので、大まかに言って1人7万円ほどの基金になっているというふうに思います。これは、一刻も早く被保険者の負担軽減ということに取

り組んでいただきたいと思うわけです。

それで、ここでまた一つ提案をしたいんですが、この国保税の計算の中で均等割というのがありますよね。人頭税というか、人数割りの均等割です。これについて、考え方というか、ほかの健保やいろいろな保険がありますけれども、その中で均等割というのを取っている保険というのはほかにございますでしょうか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

今、国保の関係でいくと今の均等割、平等割ということはありますが、普通、社会保険の場合でいきますと、収入の関係というようなことでなっているかというふうに思います。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) だから、子供を産めば産むほど人頭割がかかってしまうんですよね。1人増えると、要は医療費分とそれから後期高齢者の支援分ですか、普通にあれすると3万3,000円でしたか3万2,000円でしたか、ぐらいかかってしまうんですが、子育て支援だとか少子化に逆行する課税方式だということで、国のほうでも来年度から見直しがあるようですが、その辺の内容について説明いただきたいと思います。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えします。

具体的にちょっと私、今日持ってきていないのであれなんですが、均等割の部分が子供のほう、今、医療分については2万3,000円ですけれども、こういったものが半額になると、2分の1になるというふうに聞いております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 国の対応は一定程度評価できるんですが、これは何歳までの対応だという ふうに聞いておられますでしょうか。

議長(髙山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

ちょっと今、資料の持ち合わせがないので、何歳までというのが答えられません、すみません。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 残念ながら未就学児のみというふうになっているんです。当町は18歳の3 月まで医療費を無料にしている町ですよね。

それで、この保険税の均等割、これは国が未就学児まではやってくれるんです。これをぜひとも、医療費を無料にしている対応の年齢まで、町の先ほどの基金を活用して半額にする、国の制度に上乗せしてぜひとも負担軽減を図ってほしいと。これは子育て支援にも資することですので、ぜひとも検討していただきたいと思うんですが、そのような考え方を町長に聞きたい

んですが、いかがでしょうか。

議長(髙山祐一君) 竹節町長。

町長(竹節義孝君) また十分、保険審議会の中で検討させていただきます。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 仮に、これは上乗せで半額になった場合にどのぐらいの影響額があるというふうに試算しておられるでしょうか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えします。

今のところまだ、影響額について具体的に試算したものが私どもでは持ち合わせがございません。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 私は独自に試算してみましたけれども、恐らくゼロ歳から18歳までは 1,300人ほどいらっしゃって、そのうちの3割が国保加入者として400人、400人の均等割を半分にすると660万円、一部、国の補助が入ります。それから、そもそも法定減免世帯が約半数 ありますので、2割・5割・7割ですか、その法定減免後の数字を半分にする。そういうのがあるので、合計すると恐らく400万もあれば国の支援も含めてできると思うんですよね。先ほどの2億4,000万の基金からすればほんの僅かの基金の対応で値下げができるわけです。ぜひとも計算していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) 財政負担のこともございますので、十分研究してみたいと思います。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) そうした内容もまた運営協議会のほうにも議題として挙げていただければ うれしいなというふうに思います。

それでは、小学校の教育環境のほうに入りたいと思います。

8月31日の現地点検ですね、見回り、これは緊急に行われたというふうに建設事務所のほうでは話しておられましたけれども、これはどんなふうに行われたのか、それで危険箇所をどういうふうに上げてもらったのか。学校と言いましたけれども、地元のPTAの皆さんがきっと意見とか現地を見て上げたというふうに思うんですが、その辺の流れですね、31日までの流れについてお願いしたいと思います。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

点検の内容につきましては教育次長のほうからご答弁申し上げます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 点検の流れですが、7月上旬に点検の日程を決めまして、そのときと合わせまして、各学校のほうから点検の必要箇所の文書を上げていただいております。学校教育係のほうで精査いたしまして、8月31日の点検になった次第であります。以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) いきなり学校側から上がるんじゃなくて、PTAの皆さんが日頃感じている危険箇所というのを上げていると思うんですよね。それを学校が取りまとめてからの話だと思うんですが、昨日の西議員の質問ですね、東小が6か所、南小が3か所、西小が2か所、北部地区で2か所ということですが、この危険箇所の内容ですね、どんな危険箇所なのか説明いただければと思います。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 危険箇所の内容でありますが、国、県道、それから町道に関しましては外側線、また横断歩道、それと車のスピードの関係等でございます。特に交差点関係の部分におきましては、一時停止がなかなかしていただけないとか、過去に一時停止であったものがなくなっているとか、そういう面がございます。歩道が設置できない箇所等ございますが、あと、それと同じような話ですが、外側線を設置して車との境を取ってほしいとか、そういうような話で現地のほうを確認させていただいております。あと、子供の通学路でございますので、通学路の歩道の幅とかそのような関係のもの、それから、急傾斜に関したもの等でございます。以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番 (渡辺正男君) 私も、中野警察や中野建設事務所のほうにも出かけて、信号機のない横断 歩道、地元のPTAから要望が上がっていた部分について聞き取りをしてきました。昨日も話 題になりましたけれども、千葉県八街市の事故というのが大分大きく影響していると思います。 それで、建設事務所のほうでも、道路の維持管理費というのはずっと削減で来たんですが、 今回、ちょっと流れが変わってきたかなと。交通安全の部分については予算要望しやすいよう な環境になりつつあるような話があったんですが、その辺はどうでしょうか。現地で立ち会っ ていただいた中でそんな話は出ましたでしょうか。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 建設事務所さんのお話のほうですが、大変真剣に聞いていただきまして、県のほうの予算、できる限りやっていきたいという前向きなお話はいただいております。 あとは、全ての要望がかなえられるものではなかなかないんですが、必要な箇所から予算をつけてやっていきたいというお答えでありました。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 先ほど北部のほうでも安全看板を教育委員会のほうで設置したというのがありましたけれども、それはどんな看板で、どこに設置されたんでしょうか。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) お答えします。

表落合のお宮の近くであります。ちょうどスクールバスの乗降がある場所でございまして、 そこの部分に、当方にありました看板を利用いたしまして、速度注意とか注意喚起の文章をつけたものであります。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 運転者に対する注意喚起とかいろいろな方法があると思うんですよね。先ほどの外側線であったり、看板であったり、道路標示であったり、また最近は3Dの横断歩道であるとか、または高社小学校の前は、信号機のない横断歩道、手前が赤く塗装してありますね、ああいった形もあると思うんです。だから、運転者に注意喚起を促すためのことというのは一つだけじゃないんですよね。方法はいろいろあるので、道路管理者がやるべきこと、警察がやるべきこと、安協さんがやるべきこと、町がやるべきこと、いろいろあると思うんですが、その辺、だから解決方法をちゃんと行政のほうでも、こういうやり方はどうですか、予算はこっちで出しますからという、そういう丁寧な対応が必要だと思うんです。親御さんたちは、危険なのは分かっていてもどうすればいいかというのは分からないというのがあると思うので、その辺はちゃんとした指導とかアドバイスをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 今いただきましたお話を参考にして、今後、学校のPTAの皆様のほうにも概要を説明したりするように進めていきたいと思います。また、道路の点検のほうを行いました際に各道路管理者の方ともお話をさせていただいておりまして、警察のほうからも、このように行えばいいのではないかというアドバイスのほうをいただいております。

昨日も申し上げたんですが、道路に全ていろいろ標示をすればいいとは思うんですが、やは りどうしても除雪の関係がありまして、翌年には剥げてしまうという状況もございます。それ に関しましては、また設置等に関しましては道路管理者の方々にご相談申し上げながらお願い していくということになります。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) ぜひとも、事故が起きてからでは遅いというふうに思いますので、万全な 対応をお願いしたいと思います。

それでは、(2)のスポーツ活動ですが、地域おこし協力隊員にどんな仕事を期待して、3年の任期がありますけれども、どんなタイムスケジュールで働いていただくのかお願いしたい

と思います。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

今回、地域おこし協力隊を任用させていただく予定になっておりますけれども、協力隊につきましては、3年間の活動が終了した後は町のほうに定住してもらいたいというような気持ちでおります。また、活動内容につきましては、町内のスポーツ活動を支援するとともに、スポーツ活動の課題をまずは把握してもらう。それから、関係者と課題を共有し、自主的・主体的なクラブ運営に向けた情報収集を行っていただき、知識を習得してもらう。また、関係機関との連絡を構築し、活動を終了し、総合型地域スポーツクラブの設立・運営に携わっていただくというようなことで考えております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 私も10年以上、関わってきてなかなか進まなかった分野で、よそから来て 3年でというのはいかにもちょっと重過ぎる。期待していないとは言いませんけれども、ぜひ とも情報を収集したり、それぞれの地域のことを知っていただく、それは万全のバックアップ をして進めていただきたいというふうに思います。

それでは、(3)のほうに入ります。

保護者のアンケートで、81%の人が統合には賛成と答えたというふうに報告がありましたけれども、これはこの設問に前提条件とはありましたか。いきなり一校統合に賛成ですかという設問ですか。その辺をお願いします。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 今回のアンケートにつきましては、保育園の保護者の方にアンケート をさせていただきました。その中で前提条件といたしまして、統合に関してはいろいろな情報 が出ておりますので、統合に関しては賛成ですか、いかがですかという設問で出させていただいております。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) ということはとても抽象的な、現実的な質問ではなくて一般論的ですよね、 統合には賛成ですか反対ですかというのは。こういう統合を考えている、例えば中学校に建て るでも東小でも、2案あったと思いますけれども、こういう形の学校になります、統合に賛成 ですかと聞くのが普通だと思うんですよね。それがない中で、賛成ですか、反対ですかと。こ れをどこでどう生かすんですか、一般論のアンケートで。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 確かに渡辺議員のおっしゃるとおり、どこに、どのようにというふう に出せばよかったなとは思うんですが、統合の話が抽象的とおっしゃられてしまえばそれまで なんですが、その後に、場所はどこがいいですかという質問のほうも入れてございます。その 中でも回答がありまして、あともう一つは、通学距離、徒歩で歩く距離はどのぐらいがよろしいでしょうかということまでは載せさせていただいております。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) その場所はどういう結果だったんですか。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 場所は中学校の敷地が大半でありました。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 前回、平成34年に、一校統合ということの基本調査を平成28年度に行いましたけれども、あのときは断念をしたんですね。その断念したいきさつを詳しく教えていただきたいのと、断念しておきながら今回そこにまた浮上してきたという、どこが違うんですか。当時断念した理由と今回やれるという理由、それを教えてください。

議長(髙山祐一君) 教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) 当時は断念した理由に関しましては、当時の状況ではクラス数がまだまだ多かったということと、今回に関しましては、8年を目途にしておりますが、全体的な学校のクラス数が縮小してきまして、中学校の敷地のほうでも設置できるのではないかということで浮上させていただいております。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) クラス数が減っても教室が1つ2つ減るだけのことなのね。実際、当時の 図面を見ても、1つ2つ減っただけでは敷地に建てられなかった、今度は建てられるというそ この違いですね。教室が幾つ少なく造れるということなんですか。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

先ほどの次長の答弁にちょっと補足もさせていただきたいと思いますけれども、当時は、中学校敷地内に小学校を増築すると手狭となり、小学校、中学校双方の教育環境はよくならない、また、グラウンドや体育館の共有などが難しいということの中で断念をしたというような経過というふうになっております。それで、当時より子供の数が減少してきていることから、もう一度、中学校の中でどうかという検討をまた、ここの補正予算のほうにもその検討の費用を上げさせていただいているところですけれども、もう一度検討したいということでございます。以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 手狭ですよね。手狭じゃなくなったということですか、教室の数がちょっと減ったぐらいで。その辺どうですか。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

教室の数が減ったというか、もう一度しっかり見直しをしてみたいという、そういうことで

ございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 今、全町の学校の敷地面積は10万平方メートル、約10町歩ですね。それで 山中は3町歩しかありません。だから、10町歩の中にいる子供たちを3町歩にみんな凝縮して 集めちゃう、これを手狭と言わなくて何と言うんでしょうかと私は思うのですが、いかがです か。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

今、小学生が全体で約410名、それから中学生については235名でございます。合計しまして670名ぐらいでございますけれども、数が多かったときには、1学年7クラスから8クラス、中学校にございました。また、人数でも900人から1,000人近くいた時期もございますので、当時と違って、今、特別支援の教室とかそういうことで使っている教室もあるんですけれども、教室等のやりくり等によって、また、足りない部分は増築とかしなければならない部分も出てこようと思いますけれども、今の中学校の中で、あとはプールの関係とかもございますけれども、その辺もちょっと考える中で、中学校の敷地の中に小学校も統合というような形でできないか、もう一度検討してみたいということでございます。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 今、プールという話がありました。文科省の体育スポーツ施設現況調査だと、平成8年に2万校あった屋外プールを持つ小学校、平成27年で、約20年後には約1万5,000まで約5,000校減っているんですね。学校自体も減っていますけれども、プールを持たない学校というのが全国で広がっているんです。よもや、統合しておいてプールがないような学校を目指しているようなことはないでしょうね。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

プールにつきましても、以前の基本調査の中でも、プールがあって、その上にまた建物というような、そんなような構想にもなっておりました。またその辺も加味しながら、今回ちょっと検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

議長(髙山祐一君) 渡辺議員。

8番(渡辺正男君) 前回の基本調査では小体育館を造って、プールの横ですね、南側というんですか、それで2階建てにして、下がプール、上がアリーナ、小体育館を造るとなっていましたけれども、それを造って、正門の前に一棟、2階建ての建物を建てて、今の池だとか築山だとかそういう部分も使って、もう駐車する場所もないような窮屈な、まさに手狭という案だっ

たと思うんですよね。これが手狭でなくなるというのは教室が減るからじゃないですよ。こういった大きい施設がなくならなければ手狭なままです。駐車場の確保もできなければ、600人からの人たちが集まって、親御さんたち、イベントがあったときに駐車する場所がないですよね。

その辺、ぜひとも慎重に検討していただきたいと思いますし、プールと小体育館は造ること を前提で進めていただきたいと思いますが、その考え方を聞いて、終わりたいと思います。

議長(髙山祐一君) 柴草教育長。

教育長(柴草 隆君) お答えいたします。

全体的な構想の配置等の中でまた検討していきたいというふうに思います。 以上です。

議長(髙山祐一君) 8番 渡辺正男君の質問を終わります。

議長(髙山祐一君) 以上をもって本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午後 3時04分)